

様式第4号（第5条関係）

令和 2年 3月31日

古賀市議会議長 様

議員名 中野敦史 

平成31年度6～3月分政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 平成31年度6～3月分政務活動費収支報告書
- 2 添付書類
  - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
  - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
  - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙1

平成31年度6～3月分政務活動費収支報告書

議員名 中野敦史

1 収入

政務活動費 100,000円

2 支出

項目	金額(円)	支出内訳書の番号
調査研究費	66,560	①
研修費		
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費	9,122	②、③、④、⑤
支出合計	75,682	

3 残額 24,318 円

## 別紙2

## 平成31年度6～3月分政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費 (円)	備考
①	令和元年 11月14日、15日	中央官庁による ①地方における第2 期「まち・ひと・し ごと創生総合戦略」 策定のポイント  ②2019年度補正予算 の農業支援の概要に ついて  ③「ものづくり・商 業・サービス高度連 携促進補助金」  ④ウォークブル推進 都市のレクチャー 研修	66,560	往復航空券+宿泊代 タクシー代 駐車場代 ※研修報告書添付
②	令和元年 6月 6日	消耗品費	820	プリンタラベル
③	令和元年 8月17日	消耗品費	1,542	インク
④	令和元年 9月 9日	消耗品費	2,780	ファイル
⑤	令和元年12月 7日	消耗品費	3,980	インク

※研修及び視察には報告書を添付のこと

令和2年3月31日

## 研修報告書

古賀市議長  
結城 弘明 様

会派 自由クラブ 代表 松島 岩太  
渡 孝二  
福崎トビオ  
中野 敦史  
内平 晃二

令和元年11月14日及び15日に行った会派の研修について以下のとおり報告いたします。

### 研修日時場所

内容及び講師：11月14日14：00～ 衆議院第二議員会館会議室

①地方における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のポイント  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 主査 笠井泰士

11月14日15：20～ 農林水産省

②2019年度補正予算の農業支援の概要について

農林水産省大臣官房政策課 課長補佐 続橋亮

農林水産省大臣官房国際部国際経済課企画1班 国際専門官 渋谷豊

農林水産省生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 課長補佐 相澤康志

農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 課長補佐 角張徹

農林水産省政策統括官付農産企画課米穀貿易企画室 課長補佐 日笠紘

農林水産省政策統括付穀物課稲生産班 稲生産第1係長 山崎裕介

11月14日16：40～ 中小企業庁

③「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」

中小企業庁技術・経営革新課 課長補佐 高谷慎也

11月15日10:00～ 国土交通省

④ウォークアブル推進都市のレクチャー

国土交通省都市局まちづくり推進課 まちづくり企画調整官 城麻美

国土交通省都市局街路交通施設課 街路交通安全官 奥田謁夫

国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室企画 専門官 塚田友美

研修参加者：松島岩太、渡孝二、福崎トビオ、中野敦史、内平晃二

研修報告

書作成者：内平晃二

研修概要： 東京の四つの省庁に赴き、本市が抱える課題に対応する施策について各専門家から説明を受け、本市の課題克服のため役立てることを旨とする研修である。

内容詳細：

①地方における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のポイント  
まち・ひと・しごと創生法の概略、第1期における地方創生の現状、日本の人口推移と移動状況、福岡県の人口推移と移動状況の説明を受け人口減少及び東京一極集中の問題点を確認した。また、下記のような施策の説明を受ける。

・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大を目的とし2019年度より行われている地方創生推進交付金（移住・企業・就業において要件に当てはまれば最大100万円～300万円交付）が2020年度も引き続き行われる予定である。

・民間式の地方還流として企業版ふるさと納税（総合戦略にのった地方創生プロジェクトに対する企業の寄付について税額控除の優遇措置）、地方への本社機能移転の強化策として要件にあうものに対して行われる設備投資減税及び雇用促進税制等の支援も2020年度引き続き行われ強化される予定である。

以上のことから、本市の方針でもある事業所誘致、雇用の創出に役立つことに限らず、事業所が多いという本市の特性より強化される企業版ふるさと納税の可能性の大きさを認識できた研修であった。

## ②2019 年度補正予算の農業支援の概要について

・ TPP11 による国内米生産に与える影響について講義を受けた。現状のミニマム・アクセス米約 77 万 t に比して TPP11 豪州枠は 0.6~0.84 万 t と少なく、かつその多くが味噌、泡盛及びせんべいなどに使用されている。よって主食米に与える影響は軽微であると思われる。また、日本の安全でおいしい米を外国に輸出するチャンスになる。

・ TPP、日 EU・EPA 対策として「次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成」、「国際競争力のある産地イノベーションの促進」、「畜産・酪農高収益力強化総合プロジェクトの推進」、「高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓」、「合板・製剤・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化」、「持続可能な収益性の高い操業体制への転換」等農林水産業の体質強化の施策について説明を受ける。

・ 本市において有用と思われる「農業次世代人材投資資金」（次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2 年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5 年以内））を交付）、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」（大型の施設向け）及び「産地パワーアップ事業」（内部施設向）について詳しく説明を受ける。

以上のことから、農業の競争力向上のための支援策などを利用し、本市の大切な産業である農業経営をより挑戦的におこなうことのために役立つ研修であった。

## ③「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」

・ この施策の対象事業者は中小企業・小規模事業者等であり、新製品開発のための製造機械の購入、効率的な最新の加工機等の購入及びシステム構築費用などを支援し、企業の生産性向上を図るものである。

・ 異分野展開、生産プロセス改善、企業間連携、ベンチャー、競争力強化及び人手不足解消のために「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」を活用した中小企業の実例の説明を受ける。

・ 補助金適用の審査では主に革新性（新規性）、事業性（実現可能性）及び政策性（国が目指すものに沿うか）が重要視される。H31 年度当初予算では約 450 社の申請に対して約 350 社が採用された。

・申請においては通常「事務的な政策認定機関」の支援を受ける場合が多い。主な政策認定機構は金融機関（全体のおよそ6割）、税理士、会計士、商工会議所等があり、それぞれ政策に対する理解度に相違がある。本市策をより活用するためにも政策認定機構への周知を強める必要性を感じた。

本市においては、多様な中小事業者が活躍しており、異分野での連携やバックオフィスなどの活用は経営の効率化にとどまらず、新たな市場を開拓する可能性さえも感じさせる。募集期間が限られていることや申請手続き等が障害にならないように政策認定機関を軸に官民で連携して取り組むべき政策である。

#### ④ウォークアブル推進都市のレクチャー

・本市は令和元年ウォークアブル推進都市となり駅周辺の再開発において本制度を活用する予定である。研修を受けた段階においては「まちなかウォークアブル推進プログラム」予算請求時であったため、具体的な施策の内容を詳しくは聞くことができなかった。しかし、これから駅周辺の再開発計画を進めていく本市にとって「官民連携まちなか再生事業」（官民連携まちづくり活動への支援）が有用であることを確認した。

・松山市と仙台市の事例を交えてエリアプラットフォーム（松山アーバンデザインセンター、荒井タウンマネジメント）や未来ビジョンの策定（コンセプトの共有化）に向けた支援についての解説を受ける。エリアプラットフォームは行政、地元及び民間との調整役を担い合意形成に向けてコンセプトの共有化をスムーズに行うことに資するものであり、開発計画がなかなか実行できなかった本件において有用性は大きいにある。

・事例集やガイドラインは今年度末から来年度にかけてつくられる予定である。

本市の未来にとって駅周辺再開発は是が非でも成功させなければならず、この研修は今後の調査研究に役立つものであった。また、自分たちで取り組むことの楽しさを多くの市民に共有してもらえようというエリアプラットフォームが望まれ、設立には十分な下準備を必要とする。ゆえに、一丸とならなければならないと再認識した。

以上

内閣官房研修資料

地方における第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」  
策定のポイント



**<大老の方眼鏡・目録>**

- > 祖々人が結婚や子育てへの希望を減進できる社会をつくる。(2016年「少子化対策大綱」)
- > 平成22年(2010年)に1億人超の人口の建設を展望(2018年 持ちこたえどしと新生「長期ビジョン」)
- > 希望出生率1.80の實現 (2018年「少子化対策大綱」)
- > 知識教育の質を向上させ、健康寿命を延ばす(2017年「少子化対策大綱」)
- > 32万人分の養老医療費(2017年「少子化対策大綱」)

※平成27年4月、内閣府に「子ども子育て本部」を設置

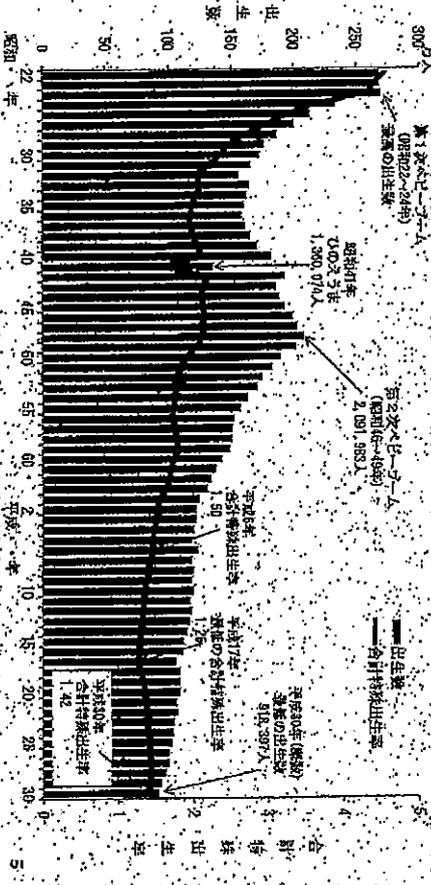
少子化対策	一億総活躍	子育て支援	人口減少
<p>2015 「少子化対策大綱」</p> <p>○9年間の累計約2億人超の子どもを産むことを目指す。結婚、妊娠、子育て一貫した支援体制の構築に向け、社会全体で行動。</p> <p>【主な取組】 (1)子ども、子育て支援政策制度の施行 (2)結婚支援(未婚者等) (3)多子世帯への一層の配慮など</p>	<p>2016 「一億総活躍プラン」</p> <p>○民間企業の「ワークライフバランス」推進。企業に働き方改革を促す。民間企業に働き方改革を促す。民間企業に働き方改革を促す。</p> <p>【主な取組】 (1)働き方改革 (2)子育て支援 (3)働き方の充実、若年子育て世帯の支援など</p>	<p>2015 「子育て支援政策」</p> <p>○NPO・NGO、NPO・NGO、NPO・NGOに委託して、子育て支援を実施。NPO・NGO、NPO・NGOに委託して、子育て支援を実施。</p> <p>【主な取組】 (1)子育て支援 (2)地方への新しい人の誘致 (3)子育て支援など</p>	<p>2017 「人口減少対策」</p> <p>○「働き方改革」を「人口減少対策」の柱として、人口減少対策を実施。人口減少対策を実施。</p> <p>【主な取組】 (1)働き方改革 (2)人口減少対策 (3)人口減少対策など</p>

2019年 2020年 2021年 2022年

○ 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。出生率は、2008年以降、緩やかに増加してきたが最近はやや回復傾向。出生数は、2016年以降100万人を下回り、毎年減少。

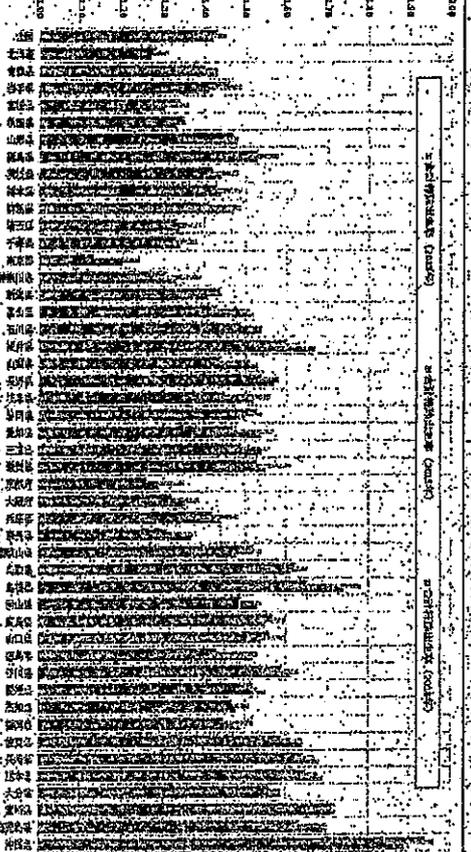
○ 合計特殊出生率が人口置換水準(人口置換水準)を下回る状況が、1977年の2.05以降、40年以上にわたって続いている。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移 (昭和22～平成30年)



○ 2018年から2018年にかけて、全国の合計特殊出生率は、1.42(2018)→1.42(2017)→1.45(2016)→1.44(2015)→1.43(2014)→1.42(2013)と推移。

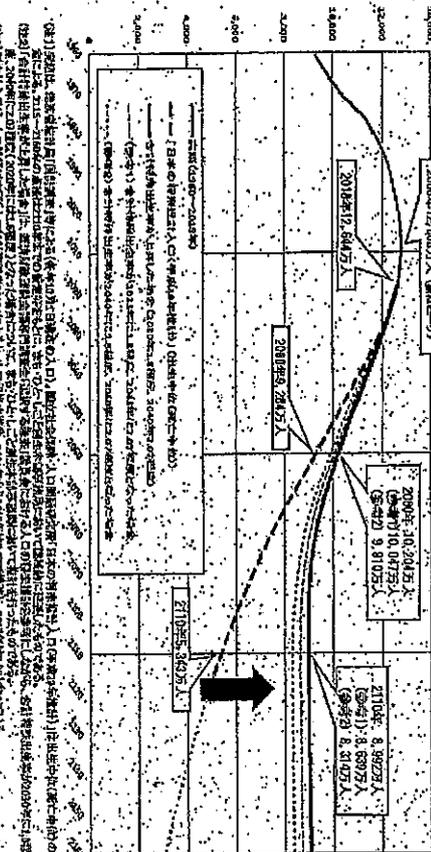
○ 北海道を除くことで、東部や中部、中部や九州で相対的に高い傾向は、大卒は減少傾向にある。



○ 国立社会保険 人口動態調査「日本の将来推計人口(平成28年推計)」(出生推定(死亡中))によると、2050年の総人口は約1億7,000万人と減少傾向にある。

○ 人口 合計特殊出生率が2050年には1.38程度、2060年には1.0程度(2050年には1.0程度)まで下落すると推計される。人口は約1億7,000万人となり、高齢化率(65歳以上)は約30%程度と推計される。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移 (昭和22～平成30年)



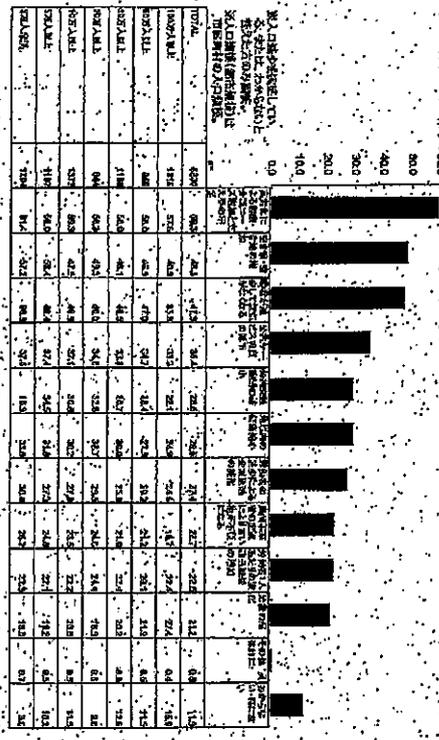






＜人口増加による懸念＞

- 人口増加による生活環境の悪化、交通渋滞、ゴミ処理場の不足、下水道処理能力不足、児童・高齢者の生活環境の悪化、防災・防犯上の課題、教育・文化施設の不足、医療・福祉サービスの不足、防災・防犯上の課題、教育・文化施設の不足、医療・福祉サービスの不足
- 人口増加による生活環境の悪化、交通渋滞、ゴミ処理場の不足、下水道処理能力不足、児童・高齢者の生活環境の悪化、防災・防犯上の課題、教育・文化施設の不足、医療・福祉サービスの不足



## 2. まち・ひと・しごと創生基本方針2019について

6/21 内藤 洋史



まち・ひと・しごと創生基本方針2019

◎基本方針の枠組

- ①第2期(2020年度～2024年度)の基本的な考え方
- ②第2期の初年度(2020年度)に取り組む主な事項

◎今後のスケジュール

- 9月: 基本方針2019策定
- 12月: 第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版「総合戦略」を策定

### 第2期の方向性

**国** 2019年12月策定

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

2020年度以降の人口増加の抑制と人口減少の防止

2020年度以降の人口増加の抑制と人口減少の防止

2020年度以降の人口増加の抑制と人口減少の防止

**地方** 全ての都道府県、17の広域行政圏において

2020年度以降の人口増加の抑制と人口減少の防止

2020年度以降の人口増加の抑制と人口減少の防止

2020年度以降の人口増加の抑制と人口減少の防止

**2019年度「まち・ひと・しごと創生基本方針」**

第1期「総合戦略」策定

第2期「総合戦略」策定

第3期「総合戦略」策定

**2020年度「まち・ひと・しごと創生基本方針」**

第2期「総合戦略」策定

第3期「総合戦略」策定

## 第2期における新たな視点

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

- (1) 地方へのひと・資金の流れを強化する
  - ◆ 将来的な地方移住にもつなげる「関係人口」の創出・拡大。
  - ◆ 企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化。
- (2) 新しい時代の流れを力にする
  - ◆ Society 5.0の実現に向けた技術の活用。
  - ◆ SDGsを原動力とした地方創生。
  - ◆ 「地方から世界へ」。
- (3) 人材を育て活かす
  - ◆ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。
- (4) 民間と協働する
  - ◆ 地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。
- (5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる
  - ◆ 女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。
- (6) 地域経営の視点で取り組み
  - ◆ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

## 2020年度における各分野の主要な取組

1. 地方にひととをつくり安心・定住を促す
  - ◆ 「地域人材支援戦略/ベネッセ」等による人材の地域展開
  - ◆ 新卒知人・SNSモデルの構築等による地域経済の発展
  - ◆ 「海外から帰る」地方創生
  - ◆ 地方創生を担う組織との協働
  - ◆ 高等学校・大学等における人材育成
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
  - ◆ 地方への企業の本社機能移転の促進
  - ◆ 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方活用
  - ◆ 政府関係機関の地方移転
  - ◆ 「関係人口」の創出・拡大
  - ◆ 地方公共団体への民間人材派遣
  - ◆ 地方の暮らしの情報発信の強化
3. 新しい世代の結婚・出産・子育ての希望をかかえる。誰もが活躍できる地域社会をつくる
  - ◆ 個人々の希望をかかえる少子化対策
  - ◆ 女性・高齢者・障害者・外国人等が共生するまちづくり
4. 時代に合った地域づくりを安心・安全・安心を守るとともに、地域と地域を連携する
  - ◆ 交流を促進し、生み出す地域づくり
  - ◆ SNS等による高世代地域活性化
  - ◆ Society 5.0の実現に向けた技術の活用
  - ◆ スポーツ・健康まちづくりの推進

地方創生に貢献する民間企業・団体等の推進  
 地方創生に貢献する民間企業・団体の取組

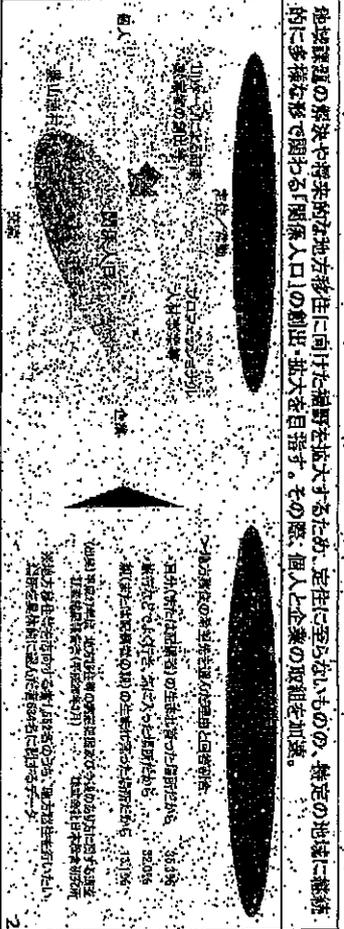
## 「関係人口」の活用

【地方創生推進交付金によるUIJ-1の推進】(2019年度～)

地方での取組	地方へのひと・資金の流れを強化する	新しい時代の流れを力にする	人材を育て活かす	民間と協働する	誰もが活躍できる地域社会をつくる	地域経営の視点で取り組み
産地・産地関係者による関係人口の創出・拡大						

地方創生推進交付金(産地・産地関係者) (11.23現在)  
 <交付対象事業数(回目採択)>  
 ・425府県(1,140市町村と振興)

※関係人口とは、産地・産地関係者による関係人口の創出・拡大を指し、ふるさと回帰支援センターの創設(産地関係者) (12月～4月、前年比約1.5倍)



## 「関係人口」の活用 拡大

様々な「関係人口」に関連する取組を加速化

- ・プロフェッショナル人材育成
- ・サテライトオフィス・二地城居住
- ・サテライトキャンパス
- ・地方創生インターンシップ
- ・子供の聖山麓村体験

総合的な情報を集約・発信する拠点を全国に展開

①特定地域との継続的な関わりを求める  
 ・都市住民等の創出・拡大  
 <「フランチ」づくり>  
 ②創業・業種として地域に関わる人材の活用  
 <「ピコピコ」づくり>

地方創生推進交付金(産地・産地関係者) → 関係人口 → 地方創生推進交付金

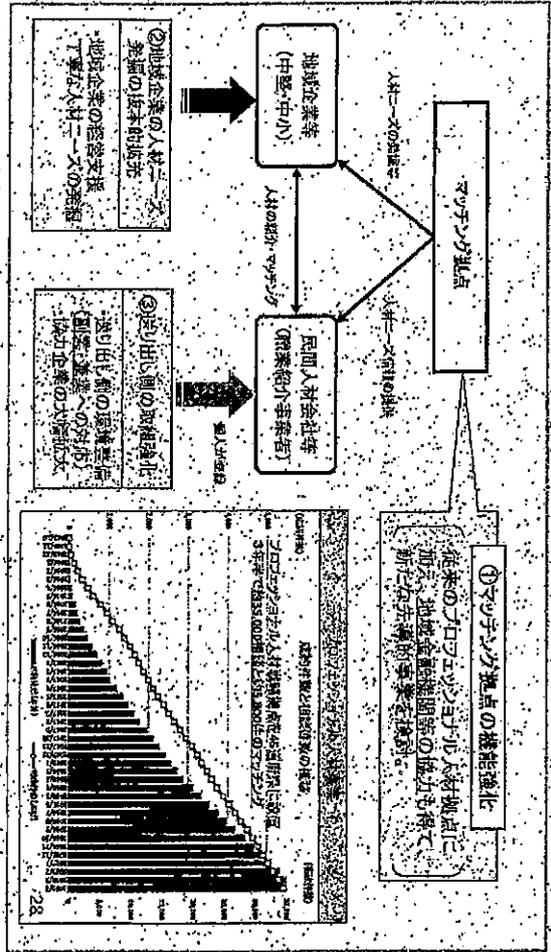
地方創生推進交付金(産地・産地関係者) → 関係人口 → 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金(産地・産地関係者) → 関係人口 → 地方創生推進交付金

地方創生に貢献する民間企業・団体等の推進  
 地方創生に貢献する民間企業・団体の取組

### ① 地域企業の人材・サービスの活用促進による雇用機会の創出

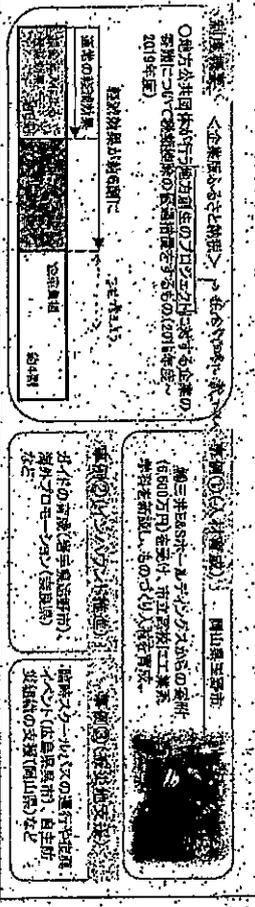
- 地域企業の経営課題の解決に必要な人材・サービスの提供を本格的に拡充する地域人材支援型「マッチング」を推進。具体的には、地域企業・自治体による地域企業の人材・サービスの提供の促進、人材の送り出し先となる東京圏の企業の開拓、遠送強化等により、開拓・事業等も含め多様な形態による地域への人材供給を大圏に拡大。



### ② 地域企業の人材・サービスの活用促進による雇用機会の創出

- 2019年度が期限である企業版ふるさと特産品・地方拠点強化規制について、今後の取組を検討。

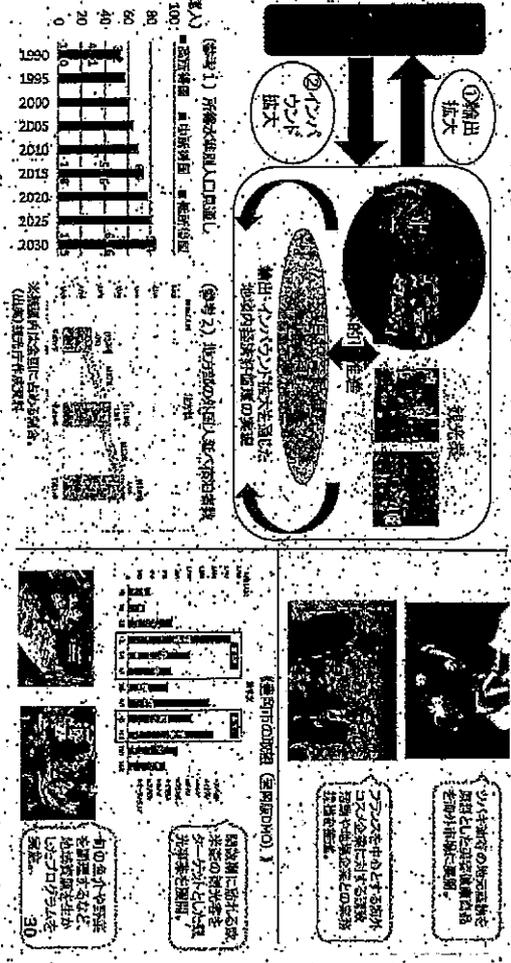
### ③ 企業版ふるさと特産品の活用促進による雇用機会の創出



### ④ 地方への企業の本社機能移転の促進

- 東京から地方への企業の本社機能移転等の増加に向け、様々な施策を総動員し、総合的に支援する方針について検討。
- 東京一極集中を正す観点から、企業の本社機能移転や支店移転等の本社機能移転、東京3区から他3区へ移転する場合や地方において移転する場合には、設備投資支援（パン・フレンド）や雇用促進支援（パン・フレンド）により支援する方針。

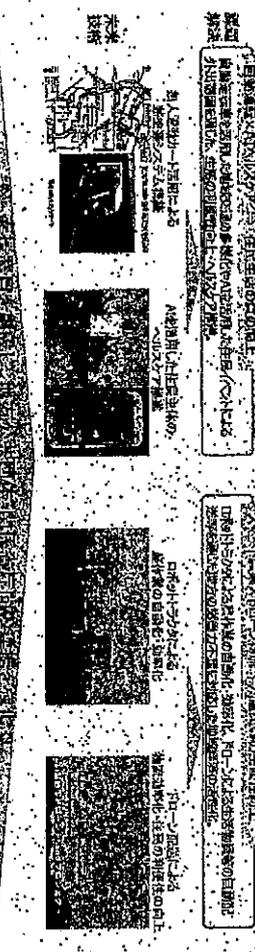
- 海外への訴求が高くなり、地域の成長産業である建設・水産業と最先端の先端技術産業により、  
① 一斉産品や加工品の輸出を促し、海外市場での需要開拓（パン・フレンド）  
② 訪日外国人の拡大と地方への訴求による地域内需要開拓（パン・フレンド）  
の好循環を実現し、「海外から稼ぐ」地域の取組を、地方創生担当部署を中心とする関係者が一丸となって支援。



### ⑤ Society 5.0の実現に向けた技術（未来技術）の活用を、強力に推進。

- Society 5.0の実現に向けた技術の活用を、強力に推進。
- 支援窓口を内閣府内に設置し、関係省庁が連携して推進。

### ⑥ Society 5.0の実現に向けた技術（未来技術）の地方における実用化・導入



### ⑦ 6G活用促進の推進

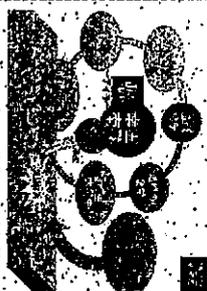
- 6G活用促進の推進  
- 地域企業の経営支援  
- 地元の人材・サービスの活用
- 地方の活性化への支援  
- 地域企業の経営支援  
- 地元の人材・サービスの活用
- 地方における実用化・普及支援  
- 地域企業の経営支援  
- 地元の人材・サービスの活用

### 地方創生の担い手組織との連携

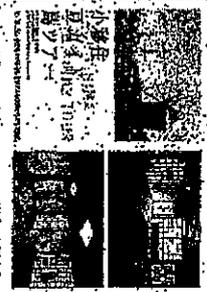
- 地域において地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。
- 様々な取り組みを行う組織を、①取組内容に応じて類型化のうえ考える。②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。



宇引(創生推進) 宇引産産 宇引産産



宇引(創生推進) NPO法人 宇引産産



宇引(創生推進) NPO法人 宇引産産

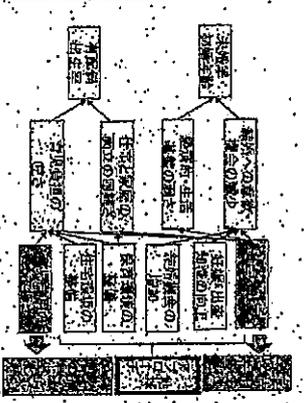
地域再生推進法の「担い手組織」の指定を受けている組織は、①取組内容に応じて類型化のうえ考える。②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。

地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。

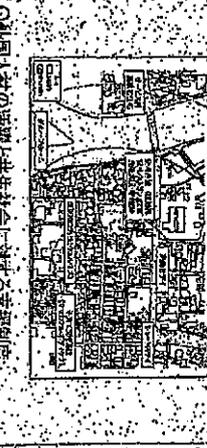
様々な取り組みを行う組織を、①取組内容に応じて類型化のうえ考える。②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。

### 同年代の希望をかなえる子ども向け活動の展開

- 地域で子どもたちが活躍する機会を増やす。地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。
- 様々な取り組みを行う組織を、①取組内容に応じて類型化のうえ考える。②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。



子ども向け活動の展開。地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。

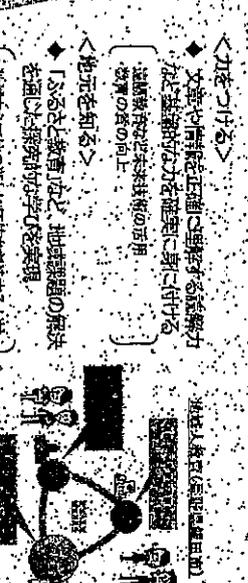


宇引(創生推進) NPO法人 宇引産産

### 地域の再生を支える人材育成のための高校進学

- キリリと光る地方大学づくりに加え、人生の選択を考える重要な時期である、高等学校に注目して地方創生を推進。

- 東京圏への転入超過は前年同様減少傾向。
- 10~19歳 約270万人(全世帯約240万世帯)
- 県内の大学に進学する者は少ない。
- 22,936名(19,313名が男子)
- 71.9%(16,112名)
- 11.9%(1,380名)



地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。

様々な取り組みを行う組織を、①取組内容に応じて類型化のうえ考える。②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。

地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。

様々な取り組みを行う組織を、①取組内容に応じて類型化のうえ考える。②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。

### スポーツを通じた健康増進

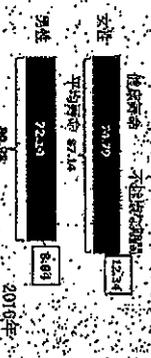
- スポーツを通じた健康増進。地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。
- 様々な取り組みを行う組織を、①取組内容に応じて類型化のうえ考える。②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。



子ども向け活動の展開。地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。

### スポーツを通じた健康増進

- 宇引(創生推進) NPO法人 宇引産産
- 健康寿命の延伸が課題であるなか、健康な運動による健康づくりが重要。



地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成26年9月末)に留まっている。

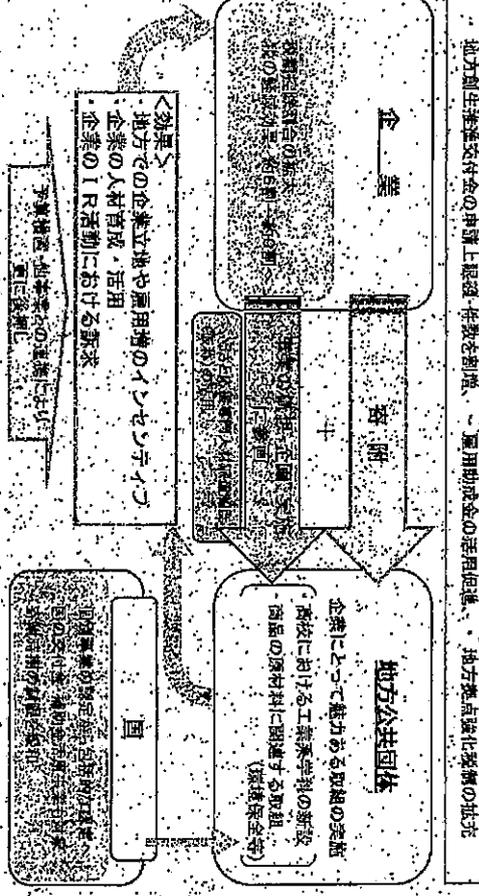
様々な取り組みを行う組織を、①取組内容に応じて類型化のうえ考える。②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。



### 1-1 企業への支援の活用促進

▶地方への資金の流れを積極的に高める観点から、制度の充実、拡充に併せて、企業と地方公共団体とのマッチング支援等を実施するとともに、地産地消や効果的な広報活動(例えば東京圏16府県)

○地産地消の推進  
地方創生推進交付金の申請と連携、年数を削減、雇用助成金の活用促進、地方拠点活性化協議会の拡充



### 1-2 地方移住の推進と関係人口の創出・拡大

#### 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)

交付金の種類	対象となる事業	交付金の上限額
移住タイプ	移住者に対する支援	1人あたり10万円
起業タイプ	起業に対する支援	1人あたり10万円
就業タイプ	就業に対する支援	1人あたり10万円



交付対象事業数(令和元年9月2日現在)  
42道府県(140市町村)

関係人口創出・拡大のための対応促進事業等  
▶施策課題の解決等のため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」を創出・拡大

○関係人口に開通する主な取組  
(関係人口の定義は別添)

- 関係人口創出・拡大のための対応促進事業(10億円)  
ひと地域を核とするネットワーク支援等のモデル事業を新たに実施。
- 地方と東京圏の大学生・高校生を対象とした交流促進事業等の取組  
地方圏と東京圏の大学生・高校生を対象とした交流促進事業等(10億円)  
高校生が地域創生推進のための履修履修力化、受け皿構築を新たに支援。
- 東京圏在住の学生の地方圏や地元在住学生との地方定着を目標とした交流の促進等の取組(地方創生センター・マッチング事業)  
東京圏の大学、地方におけるサテライトキャンパスの設置に向け、地方公共団体と大学とのマッチングを支援。
- 各府県選定・子供の登山旅行体験  
都市と農村部間の交流を促進するための取組に対する支援。

### 1-3 地方大学・地域産業の創生・大学生・高校生の対流促進

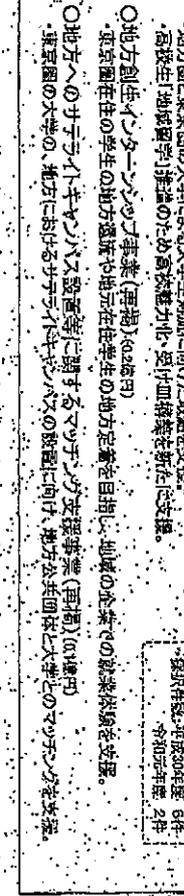
▶地方大学・地域産業の創生により、地域の生産性向上と若者の地方定着を促進。  
▶大学生・高校生が地方の魅力を知る機会を拡げること、将来の地域の担い手の育成等に寄与。

○地方大学・地域産業創生交付金(1000万円※)  
産学連携により地域の中小企業等の振興や専門人材育成、起業家精神を培った若者の育成などを進め、取組を支援。これによりキャリアと光る地方大学づくりを推進。

○地方大学・産業創生のための調査・支援(10億円)  
交付対象地域の調査・向上のため、外部有識者や専門調査機関による各地域の調査・取組・改善支援を実施。取組の拡大に向け、自治体の計画作成・体制作りへの併走支援も新たに実施。

○地方創生センターマッチング事業(取組) (602億円)  
東京圏在住の学生の地方圏や地元在住学生との地方定着を目標に、地域の企業への就業体験を支援。

○地方へのサテライトキャンパス設置等に關するマッチング支援事業(再掲)(60億円)  
東京圏の大学、地方におけるサテライトキャンパスの取組に向け、地方公共団体と大学とのマッチングを支援。



### 1-4 地方創生国際交流促進

▶地方創生に関し共通の課題を有する国や地域のある国などの情報交換を通じて、国際交流の一端を担うとともに、そこで得られた知見を施策立案に活用することで、地方創生の一層の推進を図る。

地方創生国際交流促進事業  
(2年度事業数:02億円)

○政策担当者間の情報・意見交換を目的とした定例会議の開催に含ませて、研究・知見の共有等を目的としたセミナーを開催。

○セミナーの中で、有識者や関係者などとの関係者にも参加を呼びかけ、特定テーマについての講演やパネルディスカッションを実施。

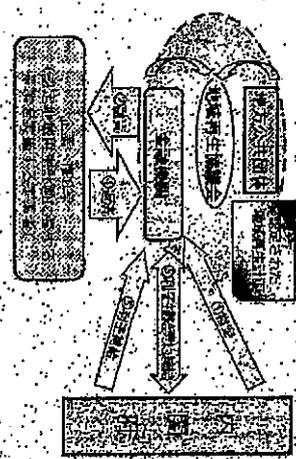
○セミナーの開催に合わせて、地方創生の特約的な事例について、地方視察を行い、意見交換を実施。



### 3.2 地域再生に向けた資金面の支援

▶地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、金融面での支援を行い、投資促進、地域経済の活性化、雇用創出につなげることで、地方創生に寄与。

▶地域再生支援創子補給金 (令和2年度額: 20億円)  
 ○規定された地域再生計画に資する事業者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で最大0.7%の創子補給金を支給 (支給期間5年間)。  
 【事業の流れ】



【主な対象事業】  
 ○駅前高層ビル等の上層等施設の新築  
 ○駅近を中心とする歩行者利用の促進  
 ○リサイクル、環境保全のための施設の整備  
 ○老人ホーム等福祉施設の整備  
 等

### 3.3 地方におけるSociety5.0の実現

▶地方公共団体のSociety5.0実現に向けた多様な取組を総合的に支援することで、地方におけるSociety5.0の早期実現に寄与し、地方創生の強化につなげる。



### 3.3.1 先行実施の推進

▶スーパーシティ構想の早期具体化を図ることで、地方におけるSociety5.0の先行実施を目指す。



①先進的なスーパーシティの構築支援  
 (経済的及び地方創生推進交付金による支援)  
 ○スーパーシティ(予定)指定市(全国で数か所)におけるスーパーシティ構想の構築に向け、特に、同地域の成長を促す部分の計画(駅前・シティコア)の構築、円滑な運営支援等を実施。  
 ②都市への本格的な実装  
 ○及び①に加え、以下の施策等を活用し、事業を本格的に展開。  
 ▶都市中心コア整備支援  
 ▶都市中心コア整備支援  
 ▶都市中心コア整備支援  
 ▶都市中心コア整備支援  
 ▶都市中心コア整備支援

### 4. 令和2年度税制改正要望について

4. 令和2年度税制改正要望について

令和2年度税制改正要望(案)について

1. 地方創生の成長規制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長 [拡充・延長]
  - 【控 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税 事業税
2. 地方における企業拠出の強化を促進する特例措置の拡充・延長 [拡充・延長]
  - 【控 目】 (国税)所得税 法人税 (地方税)法人住民税、事業税
3. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充 [拡充]
  - 【控 目】 (国税)所得税
4. 国家戦略特区における特別償却又は投資促進税制等及び固定資産税の特例措置の拡充 [拡充]
  - 【控 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税、事業税、固定資産税
5. 国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の拡充 [延長]
  - 【控 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税、事業税
6. 国家戦略特区におけるエコマニエール制度の拡充 [延長]
  - 【控 目】 (国税)所得税
7. 国家戦略特区における民間の共同事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の拡充 [延長]
  - 【控 目】 (国税)所得税、法人税 (地方税)個人住民税、法人住民税
8. 国家戦略特区における特別償却又は投資促進税制の拡充 [延長]
  - 【控 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税、事業税

(参考) 企業版ふるさと納税の実績等

「これまでの実績」

- 認定事業数: 641事業 (令和2年度第1回認定～令和元年年度認定(回数は1,333)回)
- 総事業費: 1,333億円
- 寄附事業数: ① 577件、7.6億円 ② 1,264件、33.6億円 ③ 1,336件、34.5億円
- 本税制を適用している地方公共団体数: 414団体 (40道府県、374市町村) (20.7%)

企業や地方公共団体からの寄出

○ 制度適用のハードルとなった点 (企業版ふるさと納税の活用促進に向けたアンケート(令和元年5月内閣府発表)、複数回答可)

＜企業＞

- 企業負担 (課税額の約4割) に肩代わり効果などが得られにくいこと 31.0%
- その控除効果が小さいこと 18.1%
- その範囲(地域制限)に制限(令和元年度まで)があること 17.7%
- 寄附対象事業の認定を待たないで寄附ができにくいこと 17.6%

○ 地方公共団体からの要望(令和元年7月)

- 企業負担: 制度の延長、控除率の引き上げ、並びに地方創生推進交付金以外の補助金上の活用や寄附の認定が速く、全国市長会、要件の緩和や手続きの簡素化を図るとともに、控除対象の特例措置を拡充、拡大すること

＜地方公共団体＞

- 企業に制度適用のメリットを認識してもらいにくいこと 49.0%
- 投資促進税制の活用が期待できないこと 41.7%
- 地方創生推進交付金以外の地方創生推進費のある自治体への付加価値の向上が期待できないこと 31.4%
- 地方創生推進交付金を活用できないこと 26.5%
- 制度の延長(控除期間)に制限(令和元年度まで)があること 25.5%

企業版ふるさと納税の拡充・延長

- 内閣府が指定した地域活性化計画に位置付けられた事業に対して企業が拠出した場合に、個人事業主等に加え、平成29年度から令和元年度までの間、法人所得税(法人住民税、法人税)に係る特例措置の適用が認められている。

要件の必要性

- 企業版ふるさと納税は、活用実績が増えているものの(注釈表: ①: 5億円、②: 3.6億円、③: 5億円)、本税制を適用している地方公共団体数(注釈表: ①: 23.7%)にとどまっているなど、活用促進の余地は大きい。
- 「まち・ひと、しごと創生基本法第200条」(令和元年6月21日閣議決定)では、第2条「まち・ひと、しごと創生総合戦略」(令和2～5年度)の策定に向けた基本方針を示すとともに、企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを積極的に促める観点から、手続の根本的な簡素化、迅速化をはじめとして、更に簡便しやすくなるよう検討することとしていた。
- 地方創生の更なる促進・強化に向け、第2期「総合戦略」の策定と合わせた適用期間の延長と税制促進措置の拡充等を実施することが必要である。

要望内容

1. 控除期間の特例措置を5年間(令和6年度まで)延長すること  
 ※ 制度創設(令和2年度税制改正)時と同様に、控除対象事業の期間(令和2年度～令和6年度)と合わせる。
2. 控除期間割合を3割から6割に引き上げること  
 ※ 令和2年度は、控除期間割合を3割とし、令和3年度は、控除期間割合を4割とし、令和4年度は、控除期間割合を5割とし、令和5年度は、控除期間割合を6割とする。
3. 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に集約すること。(認定手続の簡素化)
4. 併用可能な国の補助金・交付金の期間を拡大すること。
5. 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。

地方拠点強化税制の拡充・延長

- 地方での雇用を創出するため、企業が本社機能と地方へ移転する場合や地方拠点の強化を行う場合に、以下の税制優遇措置を認める。【適用期間: 令和2～5年度】

＜認定状況(令和元年6月末時点)＞

【事業件数】 336件  
 【オフアフェクト】 55件  
 【雇用促進割増】 19件

【雇用創出人数】 14,148人

○ 企業や地方自治体からは、以下のようなニーズ・要望が寄せられている。

- ✓ 雇用に関する雇用要件を低減することが望ましい。【企業】
- ✓ 法人全体の雇用数の増減が雇用促進税制の適用に影響する点は、控除の割合が異なる。【企業】
- ✓ 人手不足の状況下、企業は新規雇用の確保に苦慮しているため、雇用に関する適用要件を低減し、(自由枠)地方における雇用の増加に資することを望む。【自治体】

地方拠点強化税制(注釈表)を適用する上、個人・法人不足を補完する雇用増進要件の緩和等の雇用促進措置の拡充等を行う。→ 課題を踏まえた制度改正により、本税制のさらなる活用が期待される。



## 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長

(特区内に適用可能)

現行の国家戦略特区制度において定められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、2年間の延長を行う。(H27年度創設)

### 出資に係る所得控除

特定区域特区内に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の課税した年分の所得控除金額から一定の額を控除できる制度。  
 ・控除額：株式会社に出資した金額(1千万円が限度)と所得控除金額等の40%に相当する金額のうち少ない金額から2千万円を超えない金額

・適用対象：適用期間の日までに発行される株式が必須により取得した一定の個人  
 ・会社要件：(1)小規模企業(おはたけ従業員が10人(個人又はパート・アルバイト)以下)  
 (2)設立後、3年未満のベンチャー企業かつ一定の雇用増加で、売上営業利益率 2%以下 など  
 (3)独立後、5年未満のベンチャー企業かつ売上営業利益率 2%以下 など

・適用期限：(銀行)令和2年3月31日 → (仮設)令和4年3月31日まで延長

### 事業の目的

本税制特区内にベンチャー企業の創業を促進、成長する施策を整備することで、国家戦略特区において、民間の能力を十分発揮できる世界で一番ビジネスしやすい環境の整備を図り、経済の成長につなげる。

### 対象の企業

ベンチャー企業への投資が増加することで、ベンチャー企業の創業を促し、先進的・革新的な技術や製品開発が促進される。国家戦略特区において、経済活動のエンジンとなるベンチャー企業の建築・成長が促進されること、雇用やインセンティブの創出に資する。

## 国際戦略総合特区に係る税制上の支援措置の概要

(特区内に適用可能)

### 国際戦略総合特区(法人税)

#### 〇 特別償却又は投資額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区特区内に定められた事業を行ったために、設備等を取引してその事業の用に供した場合には、特別償却又は投資額控除ができる制度。

#### 【対象設備】機械・装置(2千万円以上)

開発研究開発器具・器具(1千万円以上)  
 建物・附属設備・構築物(1億円以上)  
 【特別償却の割合】取得価額の34%(建物等17%)  
 【投資額控除の割合】取得価額の10%(建物等5%)

(当期法人税額の20%までが限度)  
 (当期中途の日から)

【設備等取得の期間】法人指定の日から  
 令和2年3月31日まで  
 →令和4年3月31日まで延長

#### 【対象分野】

- ① 環境・資源・保全に関する研究開発等
- ② 先端型自動車、再生可能エネルギー、先端IT技術を用いた航空機等
- ③ 高度な国際技術、民間標準、民間標準、民間標準に開する研究開発等
- ④ 放射線治療その他の高度な医療の提供に資する医薬品又は医薬機器等
- ⑤ 高度な産業技術に関する研究開発等
- ⑥ 航空機、航空機の機体、半導体集積回路等

措置	対象の所得 (H20A1~ F23J1)
特別償却	17%
投資額控除	10%
合計	27%
控除率	5%

## 国家戦略特区における民間の再開発事業のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る以下の課税の特例措置を3年間延長する。

### 課税の特例措置

- ・所得税：15% → 10% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分(15%)
- ・個人住民税：5% → 4% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は5%)
- ・法人税 法人重課の適用除外
- ・繰渡期限 令和元年12月31日 → (仮設)令和4年12月31日まで延長

### 施策の目的

国家戦略特区で推進する産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための再開発は迅速に進める必要性が高く、税制上の特例措置を設け、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化を図り、国際的なビジネス拠点の迅速な整備を図る必要がある。

### 効果の概要

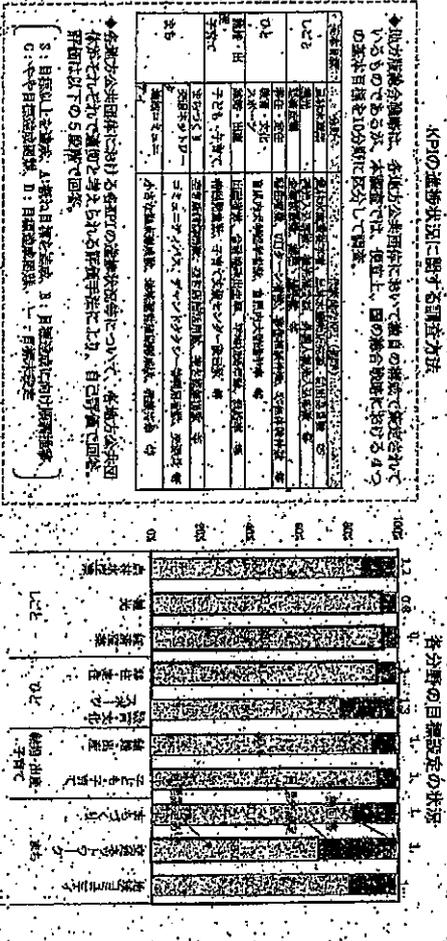
国家戦略特区において、再開発の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによってその供給が円滑化され、民間の投資による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の迅速な形成が促進される。

## 5. 次期「地方版総合戦略」の策定について



### KPIの進捗状況①

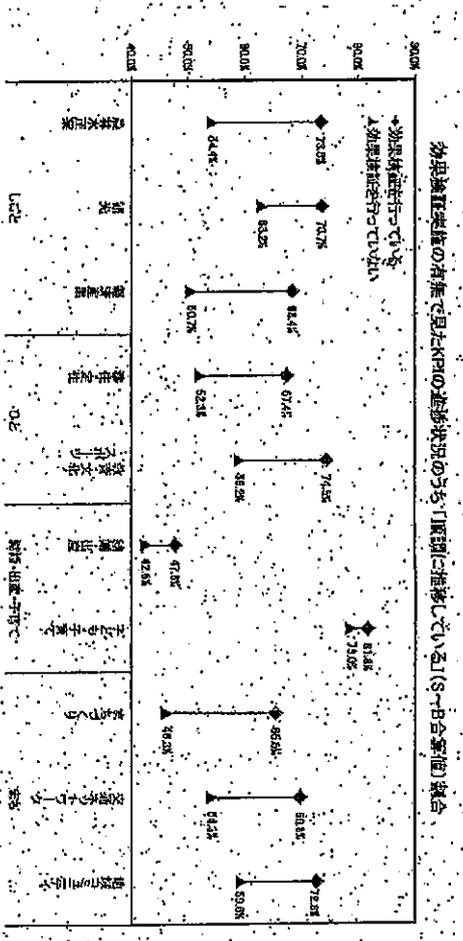
各分野におけるKPIの目標設定の状況と「経済産業」や「観光」、「子ども・子育て」、「移住・定住」で9割以上の地方公共団体が目標設定している一方、「交通インフラ」では7割弱となっている。



各地方公共団体は、地域の実情に応じて独自の体系で目標を設定しており、これらを独自の基準により自己評価していることに留意が必要。

### KPIの進捗状況②

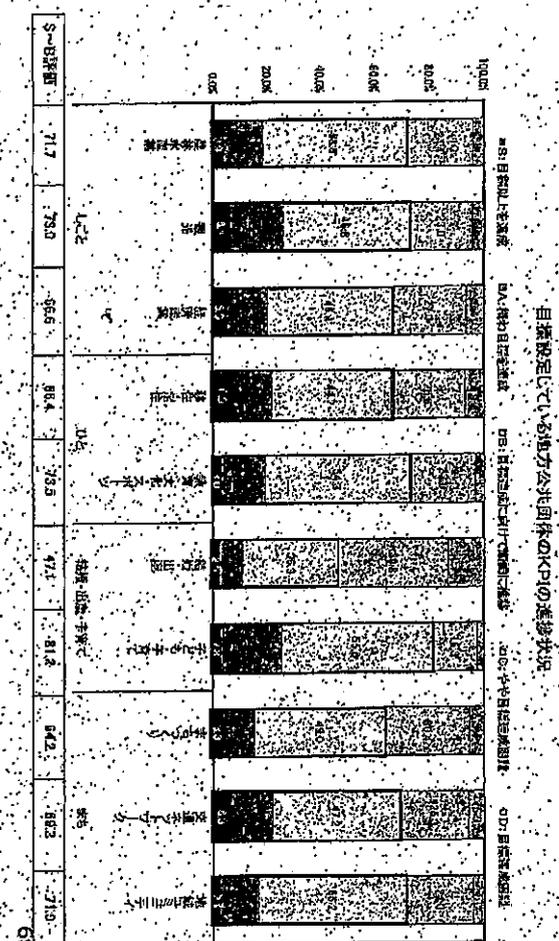
効果検証を実施している地方公共団体では、全ての分野において、効果検証を実施していない地方公共団体に比べて、期間に推移(S～B評価)している自己評価している割合が高い。



KPIの進捗状況については、「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査結果」(平成31年3月27日)において、地域別や人口規模別等の集計・分析を行っている。

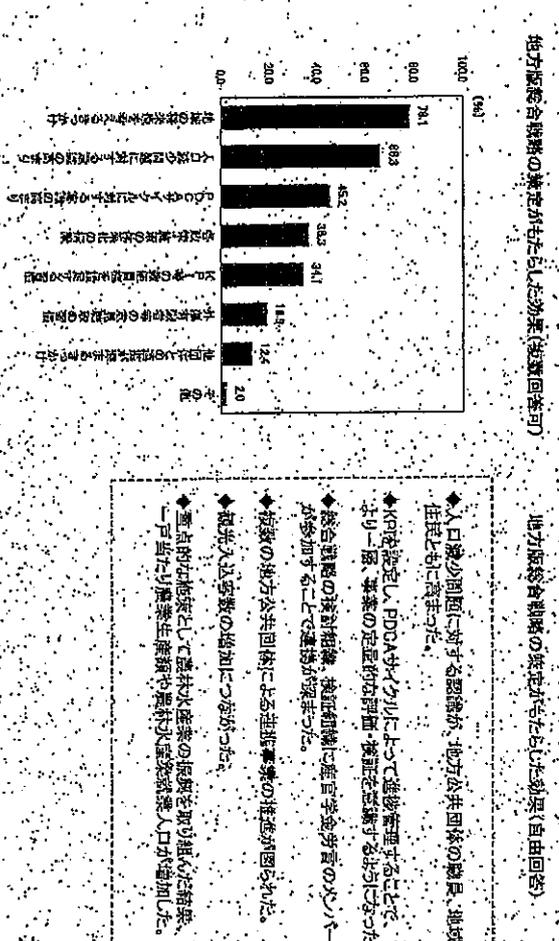
### KPIの進捗状況③

各地方公共団体のKPIの進捗状況(自己評価)をみると、「子ども・子育て」では期間に推移(S～B評価)している自己評価している割合が61.2%と高く、一方、「経済産業」では47.1%と低くなっている。



### 地方版総合戦略の策定がもたらした効果

地方版総合戦略の策定によって効果があったと回答をみると、「地域の将来像について考えるきっかけになった」が78.1%と最も高く、次いで「人口減少問題に対する庁内外の意識が高まった」が66.8%となっている。







制度の経緯



1. 1997年  
2. 2000年  
3. 2003年

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



制度の留意事項

- 1年度あたり10万円以上の拠出が対象となります。
  - 拠出を行うことと代償として譲渡済の利益を返却することと併用はされていません。返却は翌年度以降として返金を受け取る。※併用が伴っていません。
  - 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。  
※地方公共団体とは「地方自治法第1条第1項第1号の区域を有する地方公共団体」を指します。
  - 以下の条件を満たす、非営利性への寄附については、本制度の対象となりません。  
1. 地方自治体の非営利団体であることが必要  
2. 地方自治体の非営利団体であること、その名称が地方公共団体の名称と類似している市区町村「NPO等認定済みの法人等」・NPO等認定済みの法人等
- 【2019年度に於いて対象外とする地方公共団体】
- 東京都 ○茨城県 ○千葉県 ○埼玉県 ○群馬県 ○栃木県 ○山梨県 ○長野県 ○新潟県 ○富山県 ○石川県 ○福井県 ○岐阜県 ○静岡県 ○愛知県 ○三重県 ○滋賀県 ○京都府 ○大阪府 ○兵庫県 ○奈良県 ○和歌山県 ○徳島県 ○香川県 ○愛媛県 ○高知県 ○福岡県 ○佐賀県 ○長門県 ○大分県 ○熊本県 ○鹿児島県 ○沖縄県

NEW 2019年度に於いて対象外とする地方公共団体

（以下、対象外とする地方公共団体の名称は省略されています）

農水省研修資料

2019年度補正予算の農業支援の概要について

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

※ 金額は平成30年度補正予算の額

・農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現します。

① 先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手の確保・育成の導入（50億円）

・先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

○担い手確保・経営強化支援事業

対象者

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構が活用している地区（又は活用することが見込まれる地区）において、先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む地域の担い手

※ 人・農地プランの作成が済んでいない地区に意欲的な担い手に対し、必要に応じて農地中間管理機構の活用を促す支援を行います。

補助対象

農業用機械、農業用ハウスの導入

補助率

事業費の1/2以内（1経営体当たり法人：3,000万円、個人：1,500万円を上限に区分）



② 実質無利子化による金融支援措置の充実

・意欲ある農業者の経営発展、産地の収益力向上等を後押しするための実質無利子化を推進します。

○スーパー1資金（農業経営強化資金）の実質無利子化措置（基金）

新たに攻めの経営原則に取り組む人・農地プランの中心経営体等に位置付けられた認定農業者に対し、貸付当初5年間実質無利子化（融資種：1,000億円）を推進（対象となる借入金額：20億円）

【スーパー1資金の概要】

- ・使途：施設整備（農地取得を含む）、施設運転資金等
- ・借入期間：25年以内（うち償還期間10年以内）
- ・借入限度：個人3億円（農産部門経営等は6億円）、法人10億円（民間金融機関との協働融資の状況に応じ30億円）



総合的なTPP等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策

平成31年2月

農林水産省

総合的なTPP等関連政策大綱  
(平成27年11月25日決定、平成29年11月24日改訂)

③ 農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化（348億円）

・担い手の米の生産コストを大幅に削減するため、農地の大区画化・排水対策と水管理の省力化のための整備を一体的に推進します。

＜従来のイメージ＞

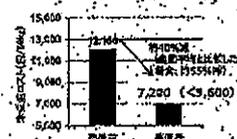
○水灌漑設備の導入が可能な大区画化等実施区域



○水管理の省力化を可能とするバリエーションの多様な排水設備



＜効果 米の生産コストの削減（円/60kg）＞



※ 削減効果は、200坪(約1600㎡)以上の大区画化(排水設備)と、100坪(約700㎡)以上の水管理省力化設備(排水設備)の導入によるものと見込まれます。  
 ※ 排水設備は、100坪(約700㎡)以上の大区画化(排水設備)と、100坪(約700㎡)以上の水管理省力化設備(排水設備)の導入によるものと見込まれます。

実施主体 国、都道府県 補助率 2/3、30%等

④ 中山間地域等における担い手の収益力の向上（280億円（うち、補正予算200億円））

○中山間地域等産出向上支援対策

・中山間地域において、収益性の高い産物の生産・販路等に本格的に取り組む場合に、奨励的な計画策定、水田の畑地化等の産物生産、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援します。

奨励的な計画策定  
 水田の畑地化等  
 生産・販売等の施設整備

実施主体 地方公共団体、農業団体等 補助率 定額1/2、55%等

※ 奨励策は、1経営体当たり水田面積に上限を設ける「水田の畑地化、排水・排水設備の導入等」及び「水田の活用促進」の2つの観点から、1経営体当たり水田面積に上限を設ける奨励策として実施し、併せて支援。

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

- 次世代を担う経営継承に優れた担い手の育成
  - ・担い手に対する農業用機械・施設の導入を支援
  - ・農地の大区画化(中排水対策、水灌漑の省力化等)のための整備を一体的に推進
  - ・中山間地域における水田の畑地化等の産物生産、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援
- 国際競争力のある産物・バリエーションの促進
  - ・高収益な作物・栽培体系への転換を図るための施設を総合的に支援
  - ・水田の畑地化、排水・排水設備の高機能化等の施設整備を推進
  - ・ロボット・AI、IoT等の先端技術を生産現場に導入し、生産がらみまで一貫した体系として実現する取組等を支援
- 畜産・畜産収益力強化推進プロジェクトの推進
  - ・地域の収益性向上に必要は設備導入、施設整備、畜舎導入等を支援
  - ・収容能力等の要件や大型施設体系に対応した専用地盤取得を推進
  - ・経営者によるチーズ向け原料の高度化、コスト削減、チーズ工房等による生産性向上と販路向上、ブランド化の取組を支援
- 高収益な我が国農林水産物の輸出等消費フロンティアの開拓
  - ・輸出に取組む事業者のグローバル認知づくりや海外での需要拡大・販路開拓に向けた取組を支援
  - ・食肉処理施設等の産地集約施設やクールドキュメント対応型市場施設の整備、HACCP対応のための水産加工施設の整備等を支援
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
  - ・林業経営を安定・集約化する地域に対する産物生産や高性能材産出の導入等を集中的に支援
  - ・大規模化、高効率化、低コスト化を図るための木材加工工場建設の整備、工場間連携や他品目への活用等を支援
- 持続可能な収益性の高い操業体系への転換
  - ・中核的産物に対するリース方式による施設導入、生産性向上、省力・省コスト化に資する設備導入等の導入を支援
  - ・競争力強化のために必要な共同利用施設や産地市場の統合に必要な施設の整備等を支援

2 経営安定・安定供給のための備え（単価5品目開選）

- 米
  - ・国際米の輸入量に相当する備蓄米を政府が需給米として買入れ
- 麦
  - ・飼料の安定供給を確保するため、引き置き、経営者等安定対策を専用に実施
  - ・バスタ、菓子等の原料となる小麦のマークアップの実質的削減、引下げ
- 牛肉・豚肉
  - ・牛・豚マルシェの法制化と価格の引上げ（8割→9割）、豚マルシェの品質向上水準の引上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）
  - ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直し
- 乳製品
  - ・原料乳産量を確保し、価格水準を一本化した新たな加工原料生産者価格を確保を農家に実施
- 旨味調味料
  - ・和食調味料を支援金の対象に追加

【参考】農林水産分野における総合的なTPP等関連政策大綱を実現するための予算  
 平成30年度補正予算 3,168億円 平成29年度補正予算 3,470億円  
 平成28年度補正予算 3,453億円 平成27年度補正予算 3,122億円  
 (平成27年度補正予算から平成30年度補正予算までの合計額：1,982,934億円)

統合的TPP等関連政策大綱改訂に係る基本方針

令和元年10月1日  
TPP改定委員会本部決定

12か国による「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」の発効を契機、当委員会において平成27年11月、「統合的TPP関連政策大綱」を決定した。その後、「日EU経済連携協定（EPA）」の交渉進展及び「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ（TPP11）協定」の大枠合意も踏まえ、平成29年11月に同大綱を改訂した。

本年9月26日、我が国にとっての主要な貿易相手国である米国との、日米貿易協定の最終合意に至った。

TPP11、EPA及び日米貿易協定により、我が国は、世界のGDPの5.9%、貿易額2.3兆ドル、人口1.34億人の巨大な市場を獲得することとなる。

今後の最終合意を踏まえ、引き続き早期署名に向けて作業を進めるとともに、今回の合意内容や進展等について国民への説明を丁寧に行うほか、政策効果分析もあわせ、本協定の効果を最大限に活かすために必要な政策の抜打に着手する。

具体的には、TPP11、EPA、EPAの発効後の動向も踏まえた政策を改めて体系的に整理し、本年秋を目途に、前回の決定から2年経過した「統合的TPP等関連政策大綱」を改訂することとする。

改訂にあたっては、東京大府で明示した取組についての検証を行いつつ、下記の柱に沿って抜打することとする。

- (1) 海外展開を推し進める日本企業・日本企業等による新たな市場開拓を促す
- (2) 各協定の効果を最大限活かし、国内産業の競争力を強化する
- (3) 強い農林水産業・農山村をつくりあげるため、農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、万全の地盤を築く

対策を打ち出し、見直し

農林水産分野におけるTPP、日EU・EPA対策

統合的TPP等関連政策大綱（平成27年11月25日決定、平成29年11月4日改訂）

生産・加工等（食品・畜産・水産）

- 次世代産業の海外展開に向けた担い手の育成
  - ・担い手に対する国際展開研修、海外の導入支援
  - ・農産物の生産・加工・流通、水産物の加工・流通の一体的な支援
  - ・中山間地域に広がる次世代担い手の確保、生産・加工の連携強化
- 国際競争力のある産地・産品の確保
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
  - ・水田の灌漑化、畑地・圃場の生産性向上の取組を推進
  - ・地域の競争力向上に必要となる人材育成、施設整備、集約導入支援
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
- 国際競争力の高い産地・産品の確保
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
  - ・水田の灌漑化、畑地・圃場の生産性向上の取組を推進
  - ・地域の競争力向上に必要となる人材育成、施設整備、集約導入支援
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
- 国際競争力の高い産地・産品の確保
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
  - ・水田の灌漑化、畑地・圃場の生産性向上の取組を推進
  - ・地域の競争力向上に必要となる人材育成、施設整備、集約導入支援
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援

<参考：TPP等の削減率>

平成30年度補正予算額	3,188億円
平成27年度補正予算額	1,228億円
平成28年度補正予算額	1,458億円
平成29年度補正予算額	1,708億円

平成27年度補正予算から	1,960億円削減
平成30年度補正予算までの合計額	1,872億9,541円削減

- <牛肉・豚肉>
  - ・海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
  - ・水田の灌漑化、畑地・圃場の生産性向上の取組を推進
  - ・地域の競争力向上に必要となる人材育成、施設整備、集約導入支援
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
- <乳製品>
  - ・海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
  - ・水田の灌漑化、畑地・圃場の生産性向上の取組を推進
  - ・地域の競争力向上に必要となる人材育成、施設整備、集約導入支援
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
- <日米貿易協定>
  - ・海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援
  - ・水田の灌漑化、畑地・圃場の生産性向上の取組を推進
  - ・地域の競争力向上に必要となる人材育成、施設整備、集約導入支援
  - ・取組を推進し、海外市場への販路拡大を図るための取組を総合的に支援

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの概要

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ります。

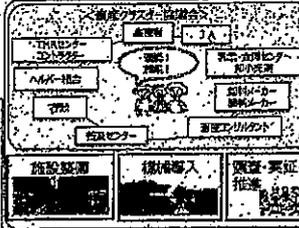
① 畜産クラスター事業の拡充 [560億円] (その他、畜産クラスター以外の分野の活用も推進)

畜産クラスター計画を策定した平塚・中山間地域など地域の収益性向上等に必要となる設備導入、施設整備、家畜導入を支援します。

〇畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

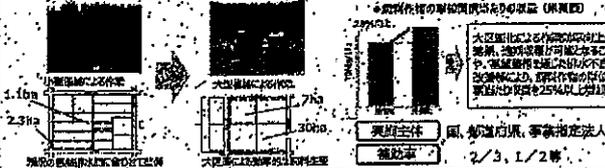
- 補助率 1/2以内、定額
- 対象者 個別経営体、法人等
- 優先・重点のポイント

- 〇地域の平均所得以上の収益は、施設整備を拡大して収益性を向上させ、畜産者の所得向上に効果的に取り組む。
- 〇中山間地帯等とは、地域の収入率以上に収益拡大を推進し、地域の平均所得以下でも収益性を向上させる。
- 〇環境配慮の観点から、畜産施設等の整備に環境に配慮した取り組みを推進する。



② 畜産クラスターを核とする集約化の推進 (公共) [36億円]

地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層推進するため、取捨作業等の集約や大型機械化体系に対応した集約設備を推進します。



③ 和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上 [10億円]

性別別育成・和牛受胎率の活用、種豚の生産性向上に資する設備の導入等を支援します。

〇高度・高度生産力強化対策事業

- 性別別育成・受胎率・和牛受胎率の活用
- 繁殖性向上のための性別別ブリード
- 種豚の生産性向上に資する設備の導入

- 実施主体 民間団体
- 補助率 1/2以内、定額

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創業者を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力強化を図ります。

① 産地パワーアップ事業 [400億円]

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む平塚・中山間地帯などの産地に対し、全ての農産物を対象として計画的に支援します。この際、取組の積極的な推進を図る産地等が、積極的に事業を活用できるように、複数年・複数品目に関する事業計画も支援対象とします。

ICTを活用した生産履歴の追跡・管理による収益力強化の推進

省力化による生産コストの削減・収益性の向上

ICTを活用した生産履歴の追跡・管理による収益力強化の推進

省力化による生産コストの削減・収益性の向上

ICTを活用した生産履歴の追跡・管理による収益力強化の推進

省力化による生産コストの削減・収益性の向上

② 水田の棚田化・畑地・樹園地の高機化 [518億円]

高収作物を中心とした営農体系への転換を図るため、平塚・中山間地帯などにおける水田の棚田化・田用化、畑地・樹園地の高機化を推進します。

(1) 水田の棚田化の例

(2) 畑地・樹園地の高機化の例

生産量の増加 (64%・米等)

50%程度以上で生産

高収作物を中心とした営農体系への転換

畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの概要

① 畜産物のブランド化等の高付加価値化 [62億円の内訳]

畜産物の品質向上やそれに伴う飼育技術の改良など、畜産物の付加価値を高めるための研究開発を支援します。

〇スマート畜産技術の開発・実証プロジェクト

- 実施主体 (国) 農林・食品産業技術総合研究機構

② 自給飼料の一部の生産拡大・高品質化 [5億円]

自給飼料の増産、高品質な完全配合飼料 (TMR) の安定供給、公共牧場の機能強化を支援します。

〇飼料生産者等に対する施設整備等対策事業

- (1) 飼料生産者の施設整備及び施設整備の活用・普及等の取組
- (2) 高品質な完全配合飼料 (TMR) の安定供給を確保するための取組
- (3) 公共牧場の活用拡大と機能強化の取組

- 実施主体 民間団体等
- 補助率 1/2以内等

③ 畜産農家の経営改善の推進対策 [融資枠107億 (既存基金を活用)]

畜産経営改善支援基金の活用による経営改善の推進を図ります。

〇畜産経営改善支援基金の活用 (クラスター資金)

意欲ある畜産農家の経営改善に向けて投資意欲を喚起するため、経営改善の促進を図る長期・低利 (当初5年間は無利子) の一括融資金を取組めます。

- 対象者 畜産クラスター計画の中心となる経営体のうち、畜産、肉用牛又は酪農経営を営む者
- 貸付条件 経営改善：創業及び内閣府25年以内、融資15年以内 (貸付利率5年以内)
- 貸付利率 0.35%以内 (貸付当初5年間は無利子) ※貸付利率は0.1、0.249%等

- 〇乳用牛・繁殖牛の生産性向上対策事業 (繁殖力向上)
- 計画的な繁殖に必要な家畜の導入・育成資金を借入れる際の保証料を免除します。
- 対象者 乳用牛又は繁殖牛の計画的な繁殖を行う畜産者又は肉用牛経営者を含む者
- 対象資金 繁殖力向上対策事業の導入・育成資金

④ 畜産防疫体制の強化

家畜防疫体制の強化を図るための施設整備等の取組を支援します。

- 実施主体 都道府県、民間団体等
- 補助率 1/2等

⑤ 食肉処理施設・乳業工場等の再構築 [24億円の内訳]

食肉処理施設の施設更新、乳業工場の製造ラインの整備の取組を支援します。

〇加工施設等再構築支援対策事業

- 実施主体 食肉処理業者、乳業業者等
- 補助率 1/2以内

① 新たな国産ブランドや生産性向上など革新的な技術の開発 [62億円]

ロボット・AI・IoT等の先端技術を生産現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として実証する取組等を支援します。

〇スマート農業技術の開発・実証プロジェクト

スマート農業技術の開発・実証プロジェクト

生産性の向上

スマート農業技術の開発・実証プロジェクト

生産性の向上

スマート農業技術の開発・実証プロジェクト

生産性の向上

② 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用

株式会社農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用

生産性の向上

株式会社農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用

生産性の向上

株式会社農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用

生産性の向上

③ 製粉工場・精製糖工場・ばれいしょ工場等の再構築 [24億円の内訳]

産地の状況に合わせた加工施設の再構築を図るため、製粉工場・精製糖工場・ばれいしょ工場等の再構築を支援します。

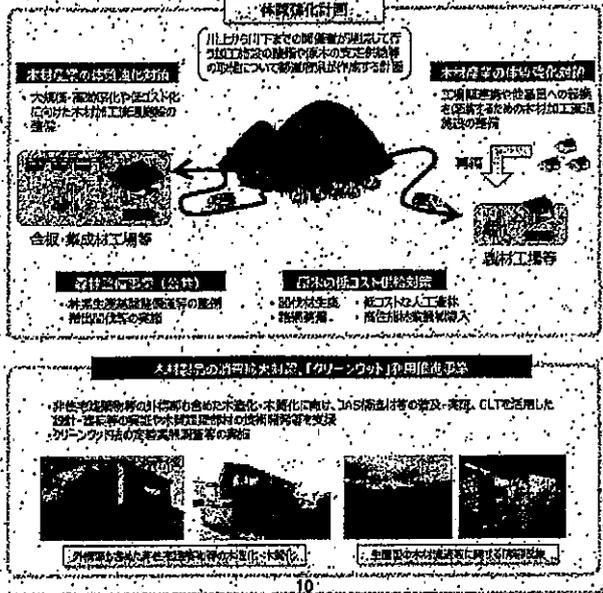
〇加工施設等再構築支援対策事業

- 実施主体 製粉企業、精製糖企業、ばれいしょ工場等
- 補助率 1/2以内

合板・製材・集成材等の木材製品について、生産・流通・加工コストの一体的な削減のための取組等を通じて競争力を強化します。

**合板・製材・集成材国際競争力強化対策 [392億円]**

- 対象者** 体質強化計画に沿って取組を行う林業・木材産業等関係者等
- 支援内容** 木材加工生産施設整備、関係材生産、人工森林、産地整備、高機能林業機械導入、JAS推進対策等の消費拡大の取組を支援
- 実施主体** 民間団体等
- 補助率** 定額（1/2以内等）



**持続可能な収益性の高い農業への取組**

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い農業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図ります。

**水産業競争力強化緊急事業 [324億円]**

広域連携プラン：浜の体質強化に向けた水産関係者間の連携強化



プランに基づき収入向上・コスト削減の取組の取組（産地用生産安定供給、施設再編等）や安定的な採捕に必要なクワッドの導入促進等の取組への支援

＜プランに基づき以下の事業を実施＞

<p><b>水産競争力強化</b> 産地導入緊急支援事業</p> <p>中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入を支援</p>	<p><b>競争力強化型機械等</b> 導入緊急支援事業</p> <p>生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機械等の導入を支援</p>	<p><b>水産競争力強化</b> 緊急施設整備事業</p> <p>競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備、産地市場の統合の推進に必要な施設の整備及び関連する旧施設の撤去を支援</p>
--	---	--

自己負担部分に新着融資について実質無利子化等を措置

※「水産物輸出拡大緊急対策」において、今後輸出拡大が見込まれる大規模な取組等に対する高付加価値、高付加価値、高付加価値の一体的な取組、輸出先のHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修等、品質・衛生条件への適合に必要な機器等導入等を支援

**畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進**

**③ 国産チーズの競争力強化対策 [150億円]**

国際競争力強化のための取組、チーズ生産者による生産性向上と品質向上、ブランド化を支援します。

- 1. チーズ工場等の生産性向上支援**  
 チーズ工場等における生産設備・技術の整備に併せて、生産性向上を支援します。  
**対象者** チーズ工場等関係者（中心企業、中小企業に該当しない者を除く。）及び大企業による出資割合が総額1/2以上の者を除く。  
**実施主体** 産地水産物産地振興機構が実施主体を公募。  
**補助率** 1/2以内
- 2. 国産チーズ生産者支援**  
 チーズ向け生乳の品質向上を図る取組等を行う上で一定の取組基準を満たした生産者に対し、奨励金を交付します。  
**対象者** 生産者団体・生産者  
**実施主体** (独) 農畜産業振興機構が実施主体を公募  
**補助率** チーズ向け生乳1kg当たり基本取組12円、上限取組+3円  
**交付要件**
  - 品質向上のための畜舎の洗浄・消毒・乳具消毒の徹底、乳運管理の高度化
  - 分娩前後の血液検査等による高度な管理
  - 衛生管理の記録・記録、搾乳施設の点検整備
  - その他実施主体が設定する取組
- 3. 国産チーズ品質向上・ブランド化を推進、消費拡大支援**  
 国産チーズを製造するために必要な技術研修の開催や海外研修への参加、ブランド化のための国内プロダクトの開催、国産チーズへの参加等を支援するとともに、チーズの消費文化に取組めるための取組、チーズのPR、表示によるチーズの普及促進の強化を支援します。  
**対象者** 民間団体  
**補助率** 定額  
**実施主体** (独) 農畜産業振興機構が実施主体を公募
- 4. 畜産・酪農収益力強化緊急対策推進取組の国産チーズ振興**  
 チーズ製造を行う乳業メーカー・チーズ工場が参加する協議会及びチーズ原料供給する酪農産地において、原料の品質向上・品質向上に向けた取組を支援します。  
**対象者** 農畜産物、法人等  
**補助率** 1/2以内、定額

**高品質な我が国産水産物の輸出等取組プロジェクトの推進**

TPP11や日EU・EPA発効による関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、農林水産物・食品の輸出を加速させるため、グローバル産地づくり緊急対策、海外の需要拡大・物流構築に向けた取組、輸出拠点の整備及び輸出環境の整備を強化します。

**グローバル産地づくり緊急対策 [10億円]**

- 輸出産地における生産者間の連携強化
- GPII等事業者に対する輸出研修や販路拡大に関するネットワークイベントの開催等の支援活動を実施
- グローバル産地強化緊急対策
- 食品衛生規制や農産物検査制度への対応が製品・産地への課題解決を支援

**海外の需要拡大・物流構築に向けた取組の強化 [57億円]**

- 輸出産地に向けた販路確保や需要喚起の強化
  - 戦略的に日本産品のPRを行い、海外需要を開拓するとともに事業者による売場促進を支援
  - 海外市場での販路確保や需要喚起を支援
  - 海外市場での販路確保や需要喚起を支援
- 輸出産地からの輸送効率向上を支援
  - 海外市場での販路確保や需要喚起を支援
  - 海外市場での販路確保や需要喚起を支援
- 輸出産地からの輸送効率向上を支援
  - 海外市場での販路確保や需要喚起を支援
  - 海外市場での販路確保や需要喚起を支援
- 海外市場での販路確保や需要喚起を支援
  - 海外市場での販路確保や需要喚起を支援
  - 海外市場での販路確保や需要喚起を支援

**輸出拠点の整備 [147億円]**

- 農産物輸出拡大施設整備事業
  - 国産農産物の輸出の拡大に必要な集出荷施設や加工処理施設等の産地集約施設やクールチェーン対応型市場施設等の整備を支援

**輸出環境の整備 [17億円]**

- 政府間交渉等のための情報収集分析の強化
  - 海外国における輸入規制の調査・緩和に向けた政府間交渉等のための情報収集分析を強化
- EU・EPA等向け品質向上の強化
  - EU・EPA等による規格・基準の厳格化や輸出拡大に資するため、輸出産地に対する取組を強化
  - 規格・基準、知的財産の積極的な活用を推進
  - 日本産品の特色や適正な生産・流通管理をアピールする規格・基準の活用を推進するとともに信頼性向上等の知的財産保護を推進

輸出強化戦略で重点対象とした国・品目等についての二国間協議を推進



### 麦

マークアップの引下げやそれに伴う自産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引吉統括、経営所得安定対策を確実に実施します。

確実に再生産が可能となるよう、必要な財源を確保しつつ国産麦の安定供給を図ります。

- 経営所得安定対策の概要
- 今後の対応

小麦のマークアップの実質的撤廃（パスタ原料）・引下げ等

国産の約半分以上を占める米産小麦のマークアップの撤廃を念頭に、小麦加工品が供給不足されるため、国産小麦を安定的に供給している小麦加工品が大減価を要し、国産小麦の生産者が影響を受けるおそれがあります。

総合的なTPP等関連政策大綱（FEU・EPA）におけるパスタ・菓子等の関税撤廃等に関して、国産小麦の供給確保の観点から、小麦のマークアップの実質的撤廃（パスタ原料）・引下げを行う。これにより、国産小麦の生産者の利益を確保します。また、「菓子・パスタ製菓業者等特定農産物加工業経営改善臨時措置法」に基づく支援措置の対応に追加します。

### 農林水産分野における「TPP大綱を実現するための予算」（平成27年度補正予算）

総額 3,122億円（前掲分を除く）

- 次世代を担う経営者層に優れた担い手の育成
  - 担い手継承・経営強化支援事業 [53億円]
  - 担い手継承農業支援金貸付策 [基金化] [100億円]
  - 農業法人経営継承支援投資育成事業 [10億円]
  - 農地の異なる大区域化・汎用化の推進（公財） [370億円]
  - 中山間地域等担い手収益力向上支援事業 [10億円]
- 国際競争力のある産地・インバージョンの促進
  - 産地パワーアップ事業 [基金化] [505億円]
  - 水田の汎用化、植付・圃田地の高利能化等の推進（公財） [408億円]
  - 革新的技術開発・経営改善事業 [100億円]
  - 加工施設再構築緊急対策事業 [48億円]
- 産産・販路収益力強化総合プロジェクトの推進
  - 産産・販路収益力強化基盤等特別対策事業 [基金化] [610億円]
  - 産産クラスターを核とする産地振興の推進（公財） [164億円]
  - 産産・販路生産力強化対策事業 [基金化] [30億円]
  - 革新的技術開発・経営改善事業（産産） [100億円]
  - 産産防除標準規格等緊急対策事業 [7億円]
  - 産産経営体質強化支援資金貸付事業 [基金化] [20億円]
  - 加工施設再構築緊急対策事業（産産） [46億円]
- 高品質な産地が国産林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓
  - 輸出促進緊急対策 [33億円]
  - 水産物輸出拡大緊急対策事業（一部公財） [65億円]
  - 農産物輸出拡大施設整備事業 [43億円]
  - 日本産食品安全管理規格推進緊急対策事業 [0.1億円]
  - 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 [38億円]
  - 農山漁村おみやげ農産物販売促進事業 [4億円]
- 食料・飼料の国際競争力の強化
  - 食料・飼料生産性強化対策事業 [基金化] [280億円]
  - 飼料供給緊急対策事業 [2億円]
- 持続可能な収益性の高い農業体への転換
  - 水産業競争力強化緊急対策 [基金化] [225億円]
- 消費者との連携強化
  - 産産林水産物・食品への関与促進事業 [4億円]

### 参考：特定農産加工業経営改善臨時措置法について

① 法律の目的（第1条）  
 国内における農産加工品等の輸入に係る事柄の著しい変化に対応して、特定農産加工業者の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的状況への適応の円滑化を図り、おちて産産及び消費者の利益を確保することを旨とする。

② 実行制度の仕組み

新たに、特定農産加工業種に、①パスタ製菓業、②菓子製菓業、③砂糖製菓業を追加

甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調製金の対象とします。

これにより、国内で生産される砂糖の供給価格を引き下げ、輸入加糖調製品に対する競争力を強化します。その結果、糖価調整制度を安定的に運営し、さとうきび、てん菜の持続的な生産の基盤を確保します。

＜加糖調製品の例＞  
 ○ ココア調製品  
 砂糖とココアの混合物  
 フェノール系香料の含有率

### 2. 経営安定・安定供給のための備え（需要5品目関連）

個別削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定（TPP-11協定を含む）や日EU・EPA協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コストの削減や収益性の向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講じます。

米

毎年の政府備蓄米の運営を見直し、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れます（※）。

国別枠の輸入量の増加が農産の主食用米の需給及び価格に与える影響を漸減します。

（※）備蓄米は今後も平常には緊急時に非常食用（飼料用、加工用、備用用）として発給

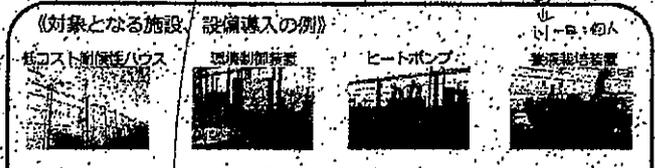
（イメージ図）  
 国別枠の輸入 市場に流通する主食用米 国別枠の輸入に相当する国産米を政府が備蓄米として買入



## 産地パワーアップ事業では 園芸施設の整備・能力アップを支援しています。

産地パワーアップ事業は、地域で定めた「産地パワーアップ計画」に参加する農業者、農業者団体等の方々を対象に収益力の高い産地づくりに必要な生産技術高度化施設の整備等を支援する事業です。

低コスト耐候性ハウスの整備、ハウス内に設置する設備の導入にも幅広く活用できます。



○ 上記の例以外にも、炭酸ガス発生装置、照明装置、自動カーテン装置、無人防除装置などの設備の導入に幅広く活用可能です。

《活用イメージ》  
産地パワーアップ計画に「販売額の10%以上の向上」や「労働生産性の10%以上の向上」などの目標を設定し、目標達成に向けて、低コスト耐候性ハウスの整備や環境制御装置の導入により、収穫・販売額の増加や省力化を図る。

※ 成果目標は、施設整備・機械導入等を行う農業者、農業者団体等に限るものではありません。産地パワーアップ計画で設定した産地全体で満たせば、事業が活用できます。  
※ 補助率は、1/2以内です。

活用にあたっては、都道府県、地方農政局等までご相談下さい。

### 農林水産省

事業の概要等  
産地パワーアップ事業の各種通知や事務などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。

Q 産地パワーアップ事業

[http://www.maff.go.jp/seisan/suisin/tuyol\\_jicugyosy/index.html](http://www.maff.go.jp/seisan/suisin/tuyol_jicugyosy/index.html)

お問い合わせ先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、都道府県の担当窓口までお問い合わせください。都道府県の担当窓口がご不明の場合は、下記までお問い合わせ下さい。

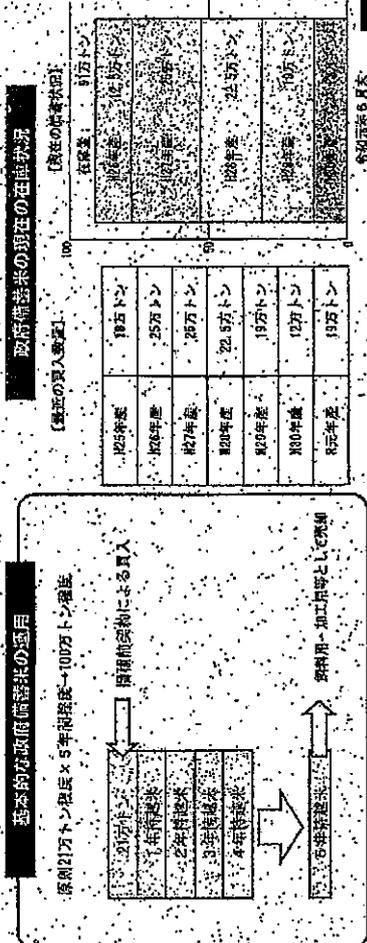
<p><b>北海道農政事務所</b> 生産部生産課農政課 担当：農政課長 06-2300、2300農政課 ☎ 011-330-8807 □ <a href="http://www.maff.go.jp/hokkaido/">www.maff.go.jp/hokkaido/</a></p>	<p><b>東北農政局</b> 生産部生産課農政課 担当：地域課長、生産課長 ☎ 022-221-6179</p>	<p><b>関東農政局</b> 生産部生産課農政課 担当：地域課長、生産課長 ☎ 048-740-0407</p>
<p><b>北陸農政局</b> 生産部生産課農政課 担当：地域課長 ☎ 076-232-4302</p>	<p><b>東海農政局</b> 生産部生産課農政課 担当：地域課長 ☎ 052-223-4622</p>	<p><b>中国四国農政局</b> 生産部生産課農政課 担当：地域課長、生産課長 ☎ 086-224-9411</p>
<p><b>九州農政局</b> 生産部生産課農政課 担当：地域課長、生産課長 ☎ 096-300-6208</p>	<p>☐ 地方農政局Webサイト一覧 <a href="http://www.maff.go.jp/org/outline/dia/kyoku.html">www.maff.go.jp/org/outline/dia/kyoku.html</a></p>	

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産課農政課 担当：課長 090、生産課長 090  
☎ 098-866-1653 □ [www.ogo.go.jp/nousu/](http://www.ogo.go.jp/nousu/)

### 政府備蓄米の運営について

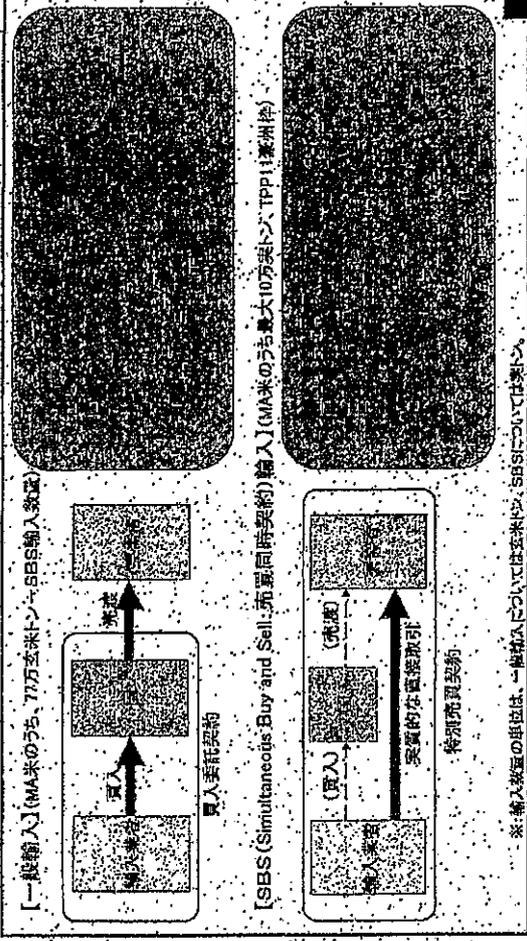
- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事象にも対応し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売却が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却を行わない順上備蓄を売却（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（60）程度買入れ、通常は5年持速米となった段階で、飼料用・加工用等として売却。

※ 通常買入数量については、買入、毎年20万トン程度として売付、1年本平均ペースで10万トンに引き上げ、10年間で100万トンに引き上げるという運用が想定されている。ただし、大不作などの場合、買入数量を増加して21万トン程度とする。



### 国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部（77万5千トンのうち最大10万トン）及びTPP11 豪州米について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の業者との実質的な直接取引を認めている（SBS輸入）。



### MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の業者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行われる結果として決定される。

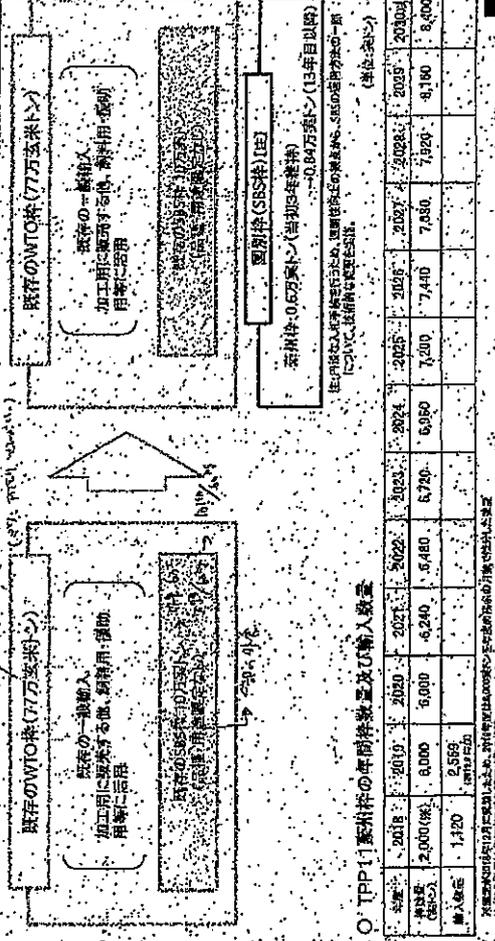
○ MA米の輸入数量（輸入先国別及び輸入方式別）

輸入先国	1925年度	1926年度	1927年度	1928年度	1929年度	1930年度	85年度
米国	358	356	362	356	359	376	365
タイ	302	345	281	351	344	375	294
豪州	71	19	56	46	56	3	56
中国							
その他							
合計	731	720	705	752	759	754	721

（単位：千トン）

### TPP11におけるコメの豪州米の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、種別税率（米の場合341円/kg）を維持した上で、豪州にSBS方式の国別税率を設定。（米と米粉等の国産品目を対象として一律的に運用。）
- 国別税率の数量は、当初3年は5,000トン、13年目以降は8,400トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに5回実施する。





経済産業省研修資料

「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」

**【参考】ものづくり補助金（企業間データ活用型）で想定される取組例**

**企業間データ活用型（企業間データ活用型）**

- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）

**企業間データ活用型（企業間データ活用型）**

- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）
- 企業間データ活用型（企業間データ活用型）

## ものづくり・商業・サービス補助金

予算総額：850億円  
平成30年度2次補正800億円、平成31年度当初50億円（新規）

中小企業・小規模事業者等（3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が公表する。）

年度	型別	補助金額	補助率	対象事業
○H30年度2次補正（償還型）	一般型	1000万円	1/2※2	小規模事業者 2/3 その他事業者 1/2※2
	小規模型	500万円		
○H31年度当初（償還型）	企業間データ活用型	2000万円/者※3	1/2※2	1次公募 2次公募
	地域経済牽引型※4	1000万円/者※3	1/2※5	

①H30年度2次補正：個別事業者が対象  
1次公募：2月18日（月）～5月8日（水）採択発表：6月28日（金）  
2次公募：8月19日（月）～9月20日（金）15時採択発表：11月5日（火）

②H31年度当初：複業事業者の連携が対象  
1次公募：4月23日（火）～6月14日（月）採択発表：8月5日（月）  
2次公募：8月26日（月）～9月27日（金）採択発表：11月5日（火）

**【参考】ものづくり補助金によって成長した中小企業の一例**

**スベールリンク（特別型、従業員12人）**

- 1970年代創業の代用品、カーナビ、電子レンジを備えた世帯用電子レンジの開発のため、500万円の補助金を活用して、海外出張費を投入
- コロナ禍で使用するベビーベッドの需要が急増

**リアルタイムシステムズ（特別型、従業員5人）**

- 公的研究機関との共同開発で、デジタル技術の高度化に向けて、ものづくり補助金を活用して、金型や治具の改良を推進
- 製品の中心業務を強化し、新たな技術の開発に力を入れている

**高橋とん（特別型、従業員18人）**

- インターネットの普及で、従来の補助金を活用して、製品開発を進め、ものづくり補助金を活用して、製品開発を進める
- 製品の中心業務を強化し、新たな技術の開発に力を入れている

**銀葉（特別型、従業員286人）**

- 工業の高度化を推進する中、デジタル技術の高度化を推進し、ものづくり補助金を活用して、製品開発を進める
- 製品の中心業務を強化し、新たな技術の開発に力を入れている

**新田印刷機（特別型、従業員55人）**

- 印刷機、少人数の印刷機を開発するため、ものづくり補助金を活用して、製品開発を進める
- 製品の中心業務を強化し、新たな技術の開発に力を入れている

**秋田市岳市場（特別型、従業員26名）**

- 市場で利用する野菜を加工するための加工機を開発し、製品開発を進める
- 製品の中心業務を強化し、新たな技術の開発に力を入れている

**ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費**

令和2年度総額は要求額 69.9億円（50.0億円）

**1. 企業間データ活用型（特別型）**

補助金額：5000万円（50.0億円）

補助率：1/2

**2. 企業間データ活用型（特別型）**

補助金額：5000万円（50.0億円）

補助率：1/2

**3. 企業間データ活用型（特別型）**

補助金額：5000万円（50.0億円）

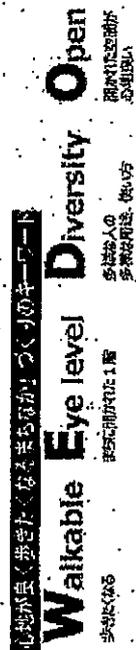
補助率：1/2

国土交通省研修資料

ウォークブル推進都市のレクチャー



ウォーカーカブ推進都市の募集



「居心地が良く歩きたくなくなる」の形成を「WE DO」に賛同し、ともに取組を進める「ウォーカーカブ推進都市」を募集、187団体の賛同 (R1.10.31現在)

- 募集目的: 各種施策の情報提供や国内内外における先進事例の情報共有
応募条件: ① 人口規模の大小等に関わらず、「居心地が良く歩きたくなくなる」が「地域」地方公共団体
② 何らかの取組を実施中あるいは構想等を有する地方公共団体
応募先: 国土交通省 都市局 マチゾ会議事務局 hqtc-machi-michi@milit.go.jp
募集時期: 随時、募集受付
国土交通省HP https://www.milit.go.jp/report/press/kosh09\_hh\_090052.html

「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなか空間の整備

まちなかウォーカーカブ推進都市の募集に関する詳細情報、包括的歩行者ネットワークの活用、まちなかウォーカーカブ推進都市の募集、まちなかウォーカーカブ推進都市の募集、まちなかウォーカーカブ推進都市の募集

「まちなかウォーカーカブ推進プログラム (予算概算要求時点版)」

令和元年6月26日、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」の提言として、「居心地が良く歩きたくなくなる」が「まちなかウォーカーカブ推進都市」の再生にむけて、石井国土交通大臣より、必要な制度改正、予算要求等の準備に着手するよう指示
令和2年度予算概算要求時点版
令和2年度予算概算要求時点版
令和2年度予算概算要求時点版

ウォーカーカブ推進都市一覧 (令和元年10月31日時点)

Table listing 187 municipalities that have joined the Walker Club, including Hokkaido, Tohoku, Kanto, Chubu, Kansai, and Kyushu regions.

①

領 収 証

№ 083168

中野 敦史 様

2019年12月16日

金額 ¥ 61300

但し 旅費として  
上記の金額正に領収致しました



請求 No.	25460
現金	✓
内 小切手	
訳 振 込	
相 殺	



JOY TRA

ジョイトラベル  
〒811-3103 福岡県古賀市中央1丁目6-40  
tel (092)943-1355  
fax (092)943-1366

係 印

# 予約確認書

売上No : 00025460-03  
発行日 : 2019年10月24日

中野 敦史 様

ツアー名 : 出張応援価(赤坂エクセルホテル)

福岡県知事登録旅行業 第2種  
ジョイトラベル株式会社  
総合旅行センター  
〒811-3103 古賀市中央1

TEL : 092-943-1355 FAX : 092-943-1366  
責任者 :  
担当者 :

## 予約内容

No.	項目	単価	数量	金額	備考
1	往復航空券+宿泊パック	61,300	1	61,300	JTB国内パッケージ
合計金額				61,300	

## 予約詳細

### 《JR・航空・フェリーなど》

利用日	出発地	到着地	便名	クラス	発時刻	着時刻	備考
2019/11/14	福岡	羽田	ANA244	普通席	9:00	10:40	
2019/11/15	羽田	福岡	JAL323	普通席	15:00	17:00	

### 《宿泊施設など》

チェックイン	時間	チェックアウト	時間	宿泊施設	TEL	条件	備考
2019/11/14		2019/11/15		赤坂エクセルホテル東急	03-3580-2311	1泊朝食付	

備考

# 交通系ICカード売上票

(お客様控)

No.7649

車番 101260 000

御利用日 2019/11/14

12:53:51

伝票番号 84708

端末番号 2000001815341

R W I D .

00010501-00024341-00

S P R W I D .

JE10710439254

カード番号

加盟店名

カ)チウオカシステムサービス

電話番号

03-5664-6670

基本運賃 ¥1300円

運賃料金計 ¥1300円

合計金額 ¥1300円

カード残額 ¥1182円

毎度ご乗車ありがとうございます。

お忘れ物は当社へ

(株)中央システムサービス

タクシー事業部

東京都江戸川区篠崎町1-36-5

TEL 03-5664-6670

ご要望は当社又は

(財)東京タクシーセンター TEL 03-3648-0300

# 領収書

現・チ・ク・割引 No.4690

日付 '19年11月15日

車番 100470 000

基本運賃 ¥900円

運賃料金計 ¥900円

合計 ¥900円

上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。

本州自動車株式会社

東京都三鷹市下連雀5-1-31

TEL 0422-44-6151

# 領収書

No003

2019年11月15日

車番 33  
運賃

660円

運賃料金計 660円

計 660円

お忘れ物は当社へ

富士交通株式会社

TEL 03 (3913) 1181

お名前	+カノ			様	エース 旅 ④
連絡先TEL	[REDACTED]				
車両番号	64-110				
ゲストナンバー (出庫日)	15-35	到着便	JAL・ANA・SKY		
入庫日	11月14日	到着時間	AM	12:00	
入庫時間	8:00	行先	PM	3月	
お預かり金額	②x 2400円				

## 領 収 証

毎度ありがとうございます。  
 営業時間 AM 6:00 ~ 最終便対応

〒812-0002 福岡市博多区空港前2丁目5-39  
 福岡空港  
**ジェットパーキング**  
 TEL 092-621-8067

\*お引き渡し後のお車の損傷につきましては  
 当社は、一切責任を負いません。

②

# 新製品が安い KS ケーズデンキ

## お買上げ明細

2019年 6月 6日(木) 18時30分

【お名前】 (3236000094375)  
カノ マツ  
中野 敦史 様

<明細>

1 ●プリンタラベル用紙 1点/合計 ¥820  
エーワン  
4906186314237 31423  
6%値引対象

1点/合計 ¥820  
(内消費税等 ¥60)

[0533236-053021340-2310005491993]

## 領収証

2019年 6月 6日(木) 18時30分

金額 ¥820

(内消費税等 ¥60)  
但し、お品代として  
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

現金 ¥820  
(内消費税等 ¥60)

現金お預かり ¥1,020  
お釣り ¥200

ケーズデンキ古賀店

電話番号 092-410-3170

販売担当者

店コード 2200005332368

売上伝票番号 2310005491993

③



### ヤマダ電機

株式会社  
本部 群馬県高崎市栄町1-1  
http://www.yamada-denkiweb.com

T 新宮店  
092-941-7731  
御来店誠に有り難う御座います  
ケイタイde安心会員募集中!

領収書

No. 0177-404-150781 [現金売]

2019/08/17 11:37

レジ担当:  
販売担当:  
会員No:

4205086012 ECIE806PS+BK 80  
パソコン 1:持帰 外08 13  
¥3,130

小計 ¥3,130

+消費税 ¥3,380

税込計 ¥6,510

ポイント値引 -1,838P

合計 ¥4,672

(内消費税 ¥114)

現金 ¥1,542

お預り ¥2,000

お釣り ¥458

ポイント会員No  
前回累計ポイント数 1,838P  
値引ポイント数 -1,838P  
今回ポイント数 201P  
累計ポイント数 201P

シルバー会員  
あと134,956円のご購入で  
ゴールド会員になります。



B0177404150781B

商品の返品につきましては必ずこのレシートとレシートカード(お持ちのお客様)をお持ち下さい。お持ちでないとは返品が出来ません。

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★  
0570-666-533  
(9:00~21:00)

4



文具・事務用品の大型専門店

# オフィスランド

京福岡店 (092)626-2450

福岡県福岡市東区原田3丁目9-34

毎度ありがとうございます

★ポイントカード会員様募集中★

入会費・年会費無料の大変お得な

ポイントカードです!!

是非この機会にご入会下さい

2019/09/09 (月) 12:14

キングファイルスーパー	内
	¥1,490
キングファイルスーパー	内
	¥1,290

小計	¥2,780
△計	
合計	¥2,780
(うち消費税等	¥205)
現金	¥3,000
お預り	¥3,000
お釣	¥220

レジNO. 0050002

NO. 67032 担当 [REDACTED]

お客様ご都合の返品の際は商品と一緒にこちらのレシートを14日以内にご購入店舗へご持参の上お申し付けください。

(レシートがない場合や商品を開封されている場合はお断りする場合がございます)

5

# EDION

## エディオン

### 領収書兼お買上明細

※エディオンカード会員さま※  
購入商品の長期保証が確認できます  
【エディオンメンバーズサイト】で  
パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ  
この機会にご登録下さい!

発行日 2019年12月07日(土) 19:40

店: 01307 イオンモール福津店

電話 0940-43-1011

担当者: [REDACTED]

No. 01307-303-684771

POS: 303

取引種別: 持帰

プリンタ消耗品		
プレジール		
ED-PE80L6P		
4589846742214	1	¥3,980
合計金額		¥3,980
(10%対象)		¥3,980
(10%対象消費税)		¥361

現金領収額 ¥3,980

お預り ¥5,000

お釣り ¥1,020

今回ポイント 109ポイント

このポイントはエディオンカード・IDカード会員様のみ有効です。

商品の返品・交換につきましては必ずこのレシートをお持ち下さい。お持ちでないとは対応致しかねます。

株式会社 エディオン  
(作成地) 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号

